

令和5年9月佐川町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 令和5年9月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年9月5日 午前9時宣告

開 議 令和5年9月5日 午前9時宣告(第5日)

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年9月5日 午前9時開議

日程第1

一般質問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、橋元議員から遅刻の届け出が出ております。

本日の日程はお手元に配付の通りです。

ここで執行部から、昨日の一般質問の答弁の一部訂正の申し出があつておりますので、これを許可します。

総務課長（片岡和子君）

皆さん、おはようございます。昨日の森議員の一般質問中、誤った答弁をいたしましたので、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。

令和4年度決算についてのご質問中、人件費減少についての理由のご質問の中で、答弁の際に、一般常勤職員及びフルタイムの会計年度任用職員の退職手当組合負担金の率につきまして、令和4年度より100分の190から100になったと申し上げたところでございますが、正しくは1000分の190から100でしたので、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

議長（西森勝仁君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。8番、下川芳樹君の発言を許します。

8番（下川芳樹君）

皆さんおはようございます。一般質問も2日目ということで、山の頂上が見えておりますので、もう少ししっかり頑張りたいと思います。それでは、議長のお許しを得まして、通告に従い、3点の質問を行います。本定例会においても、町政の質を問うものとして、この席より質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは最初の質問です。北見市常呂町との姉妹都市提携を核とした両市町の物産の活用についてお尋ねをいたします。皆様もご存知のように、旧常呂町と姉妹町提携から今年で35年が経過いたしました。本年8月4日には、平成18年3月に常呂町と合併をいたしました北見市において、姉妹都市提携35周年記念式典が開催され、佐川町からの訪問団20人の1人として、私も参加させていただきました。

た。これまでの歴史を振り返ると、佐川町と常呂町の交流のきっかけは、明治28年5月に旧尾川村出身の、田村喜蔵氏を団長とする土佐開拓移民団が下常呂原野、現在の土佐区に入職したことから始まります。当時の旧尾川村では、明治25年以來の洪水で山崩れが起き、大変厳しい環境にあったと聞き及んでおります。そこで土佐団体を結成した28世帯が、田村団長を中心に、北海道へと新天地を目指されました。入職から90年の歳月を経た昭和59年6月常呂町で開催された土佐区回帰90年記念式典に、約1世紀の時を経て、佐川町議議会議員が出席したことから、両町の交流が始まりました。

昭和62年11月には佐川町において第1回鮭・酒祭りが開催され、常呂町親善訪問団が来町。翌年の昭和63年11月には佐川町常呂町姉妹町盟約調印式が佐川町で、3カ月後の平成元年2月には常呂町佐川町姉妹町盟約調印式が常呂町で執り行われ、正式に両町が姉妹町として交流する運びとなりました。

以来35年に及ぶ交流の歴史では、常呂町で行われる佐川町長杯カーリング大会、佐川町で行われる常呂町長杯ソフトボール大会などのスポーツ交流、両町の児童生徒による体験交流学習訪問、佐川町で11月に開催されるたらふく秋祭り、常呂町で2月に開催される「さかわ・おおの物産展」などの物産交流が、年間1回ではありますが、定期的に開催されて参りました。

私事ではありますが、昭和62年11月に佐川町で初めて開催された第1回鮭・酒祭りに、町職員として携わって以来、常呂町の皆さんとは、物産交流で22年もの間、友好的な関係を続けさせていただきました。この度、35周年記念式典に議員として参加させていただき、久しぶりに懐かしい常呂町の皆さんとお会いし、お話をする中で、物産交流の内容や回数をもっと増やし、以前のように、職員の交流も復活してみてもどうかとお話が出ました。

現在、旧常呂町は北見市との合併で市政へと移行いたしました。常呂漁業協同組合や常呂町農業共同組合は、以前に増して健在でございます。佐川町において、「まきのさんの道の駅」が完成した今年に1度の物産交流ではもったいないとの思いでいっぱいあります。これまで35年間培ってきた姉妹都市交流を、この機会に大いに活用して、年間を通じた物産交流につなげるべきだと考えます。まずはこの物産交流の提案について、町のお考えはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。下川議員のご質問にお答えいたします。物産交流につきましては、私もぜひやっていきたいと考えております。8月に北見市へ訪問団がお伺いした際に、道の駅の物産担当者も同行しておりまして、北見市の物産についての見聞を広げてきております。ぜひ道の駅で、北見市の加工食品を取り扱うように、担当者が今北見市の団体と協議を進めているところですので、よろしくお願ひします。

8番（下川芳樹君）

はい、道の駅の担当と一緒にさせていただきました。加工品の道の駅への販売というふうなお話でございました。それでは次に、北見市常呂町の花産物や農産物の具体的な流通についてお尋ねをいたします。新しくできた「まきのさんの道の駅」に北見市常呂町のコーナーを設置して、年間を通じた販売ができるようにしてみたいかがでしょうか。佐川町から常呂町への入植の歴史や、北見市常呂町の紹介など、姉妹都市の提携に至ったプロセスを、観光客の皆さんに知っていただき、なぜここで北海道の花産物が販売されているのか。その意味を知ってもらうことも重要です。佐川町に行けばいつでも北海道の花産物が陳列されており、現物を確かめて購入できる佐川町の大きな魅力となることでしょうか。さらにその花産物を活用した料理が佐川町の商店街で食べられる、食べることができる。これも大きな魅力です。じゃがバターやホタテの網焼き、秋味鍋やちゃんちゃん焼きなどの料理を販売してみたいかがでしょうか。

地元の農協や商工会とも連携して、北見市の協力のもと、常呂漁協や常呂町農協とのパイプをぜひ構築していただきたいと考えます。物流が進めば、佐川町の花産物も北見市で販売できる可能性も見えてきます。これらの内容について、今一度ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず加工品を現在考えているというところは、基本的な買い取りになるというところで日持ちのする商品、また新たな設備投資が少なく済むというところで今加工品で、まずは、販売を毎年通じてというところで進めております。

花産物や農産物もおいしいものがたくさんございます。これについても、毎年販売していけるようになればいいのですが、保存する保冷庫とかまた販売する陳列含めて設備投資も必要となります。こ

こにつきましては財団法人も含めて今後協議をしていきたいと考えております。ただ、通年というところはすぐには難しいかもしれませんが、フェアという形で期間限定でそういったものを開催しまして、北見市常呂町の物産とかそういった経緯というところも含めて、道の駅に訪れた方を中心に、北見市の味を知っていただくということは、考えていきたいと思っております。すぐに通年でまた町をあげてというところは難しいかもしれませんが、そういうふうになればいいと考えておりますので、まずできるところから進めていきたいと考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。まずは加工品ということでございます。物品の買い取りというふうなことでのリスク、それから商品の保存というふうな部分での考え方が十分に理解をできます。海産物農産物についても今後協議を進める中で、その販路の道を探っていきたいと。そのためにはいろいろと設備投資も必要であろうというふうなこともわかります。

ただ35年の歴史っていうものの中で、これまで佐川町で物産展も開催をしております。行政がまずその物産展に取り組み、その後、とかの元気村の皆さんのご協力で、たらふく秋祭りというふうな流れになっております。その時も確か物産については、海産物農産物すべて買い取りの上で販売をしてきたというふうに記憶をしております。できればですね、こういう物流がしっかり動けるような考え方で、北見市とも交渉していただき、常呂町の農協、漁協についてもですね、ご理解をいただきながら、複数回開催できるようになればなというふうに感じております。

室戸の道の駅が、物産が少ない。そういう状況の中で、広島の道の駅と提携をしてですね、物産交流をしてるというふうな県内での事例も聞き及んでおりますので、ぜひですね、本当に北海道の物産っていうのは、高知県内の皆さんにとっては大変珍しく素晴らしいものであろうというふうに感じておりますので、その辺りスピード感を持ってですね、ぜひ進めていただきたいと、このように思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。行政報告でも報告をさせていただきましたが8月4日から

6日までの間、北見市の訪問におきまして、今後50年100年と末永い友好と交流を誓い合っておりますし、先ほど課長から答弁をさせていただきましたが道の駅での北見市の物産の販売につきましても、担当者が現在進めている状況でございます。

そしてですね、物産の交流ではないですが、先週、北見市常呂町の方ですね、町の担当の方から、東京電力の処理水の影響によるホタテ等の輸出に関しまして中国の輸入規制の影響を問い合わせられておまして影響があれば、道の駅でも早めにですね、販売したりとかいう協力をしたいという話をさせていただいております。

常呂町の方から担当者の方からはですね今のところあまり影響はないがもし、今の状況が悪化すれば、お願いしたいという連絡もあっております。県内でもその量販店で開催されております北海道フェアなどにつきましては、大変人気があると聞いております。北見市とは姉妹都市提携が今後も将来に向けてつながっていくためにも、できるだけ早く北見市の物産を道の駅で販売できるように、努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。

8番（下川芳樹君）

はい。前向きなご答弁をいただきました。また処理水の問題については、全国的にも海産物が大変ダメージを受けていると、いうふうなこともございますので、ぜひですね、協力できる場所があればですね、しっかりと協力をしてあげていただきたいと思います。

次に、毎年11月と2月に、両市町で開催されている物産イベントへの職員派遣についてお尋ねをいたします。佐川町常呂町の姉妹町提携時代には、両町の職員や団体の職員がそれぞれの町に派遣され、地元の皆さんとの交流を深めてきた歴史があります。現在はどのような訳か職員交流ができていない状況です。しかし、今後の物産交流を前向きに進めるためには、職員交流が大きな力を発揮するものではないかと考えます。

私自身も、平成2年2月に常呂町に派遣していただきました。その後、公用私用含め、複数回訪問させていただきました。公私の関係なく、多くの常呂の皆さんにお世話になりました。もちろん、常呂町から佐川町に訪問された皆さんには、精一杯の歓迎をしてきたところです。

このような中で、職員の枠を超えた人間関係が育ち、大いに助けられたことでした。町長始め、先の姉妹都市35周年記念式典に参加

された皆さんは、北見市並びに旧常呂町の皆さんの、真心あふれる対応に感謝、感動されたことだと思います。現在、両市町で勤務する職員の皆さんにも、ぜひこのような経験をしていただき、職員間の絆を深めて欲しいと考えております。歴史ある姉妹都市交流をより良きものとするために、物産の交流だけではなく、職員同士の人的交流の復活をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えさせていただきます。下川議員も物販販売で常呂町の方に、行った時、聞きましたが私の方もですね、合併してから北見市の方に1人で派遣をさせていただいて、物販販売したことが職員時代にありました。現在今のところですね。そういった動き停滞をしております。

ちょっとその理由については理解を今しておりませんが、下川議員のおっしゃっていただいた職員間の交流、またいろんな意味で常呂を知る北見を知るということも大切ですし、北見市の職員にも、参加をしてもらうためにもこういう交流があればですね、いいんじゃないかなと私自身も考えておりますので、常呂町ともう一度ですね常呂町と北見市ともう一度、ちょっと協議をさせていただいて、向こうの物販販売等につきまして、派遣ができるというか、可能であれば、続けて復活していきたいなどは考えておりますので、よろしく願いをいたします。

8番（下川芳樹君）

はい。ありがとうございます。ともに職員時代に常呂町に派遣をした、その仲間としてですね、ぜひ今後の復活を北見市ともお話をさせていただければいいのかなというふうに思います。よろしく願いを申し上げます。佐川町の道の駅や商店街でいつ来ても、北見市常呂町の物産を購入できたり、物産を使った常呂町の料理を満喫しながら、北見市常呂町との姉妹都市提携までの物語を聞くことができ、このような新たな取り組みがらんまん終了後の観光客誘致の一つとしてつながることを大いに期待を申し上げまして、この質問は終わります。

それでは2番目の質問です。マイナンバーカードに関する事務負担への対応についてお尋ねをいたします。本年8月12日付の高知新聞にマイナ事務負担重い90%との見出しで、マイナンバーカード事

務負担についての記事が掲載されておりました。

全国の市区町村長を対象に、共同通信が本年7月から8月に実施したアンケートで、全1,741市区町村長の84%にあたる1,466人から回答があり、回答のあった市区町村のうちの90%がマイナンバーカードに関する事務負担が重いと感じていることが、8月11日までにはわかったとの内容でありました。マイナポイント獲得に向けた交付申請の急増により事務量が拡大し、個人情報のみもづけミスなどのトラブルが相次ぎ、住民対応に追われているためだとのことで、来年秋に廃止予定の健康保険証の代わりとなる資格確認証発行の事務負担を不安視する声も目立っております。また、ポイント事業など、国が進めるカード普及促進策は70%近くが評価したものの、普及率が高い自治体に対し、地方交付税の配分を優遇する措置は不適切だと反発する意見が続出したようです。市区町村は、カードの交付事務のほか、マイナポイント申し込みの際の住民サポートなども担っています。回答では、事務の負担感は重い、やや重い、合計で90%で、普通が8%、残りはやや軽い、軽いなどでありました。高知県では10市町10市町が重い、16市町村がやや重いと答え、軽いやや軽いはなかったとのことでした。

そこで最初の質問です。昨年度から、夜間や休日対応などにより、マイナンバーカードの交付事務マイナポイント事業への住民サポートに追われている町民課の皆さんは、日夜大変な業務をこなされていることと思います。この共同通信が行ったマイナンバーカードの事務負担アンケートに、町としてどのように回答されましたか。高知県内では26市町村が回答しております。重複する質問については、昨日の坂本、橋元両議員への答弁で、詳しい事務内容や課題などについて理解ができましたので、あえてご質問はいたしません。

ただ、昨日の答弁の中にも様々な意見が盛り込まれていたように感じております。マイナンバーカードの事務負担に関するアンケートの内容のみお聞かせいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。下川議員のご質問にお答えいたします。マイナンバーカードに関する事務としましては、発行申請、交付、更新、住所等変更、変更等手続き及びマイナポイント対応があります。

昨年度から、昨年度後半から5年度初めにかけては、主にカード発行申請、カード交付事務に加えまして、マイナポイント申し

込みの際の住民サポート業務を行うことになってとなりました。そのため、時間外勤務や休日勤務で対応するなど、非常に大きな事務負担となりました。また、日中の通常業務であります戸籍関係業務が行えなくなるなど、住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

現在マイナンバーカードに関する事務につきましては、会計年度職員を任用雇用して対応しており、落ち着いてはおりますが、今月末が期限となっておりますマイナポイント申請への対応、そして、介護施設等への出張申請が始める予定としております。それからまた、今後ですけど、有効期限満了に伴う更新事務。特に3月から4月の転出入の多い時期における、住所等の変更等での事務量が増えると予想されており、限られた人員の中で引き続き対応し、しなければならないと考えており、事務全般の負担は重いと感じております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

るお聞かせをいただきましたが、このアンケートに関する答えというものについてはどのような内容だったんですか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えします。アンケートの内容につきましては、事務量全般については重いという回答しております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

はい。重いという回答をしているということでございます。

次に同じく共同通信が実施したマイナンバーカードに関する市町アンケートの結果で、高知県内では、県と16市町村が政府のカード普及促進策を評価する、どちらかといえば評価すると答える一方、11市町村は評価しない、どちらかといえば評価しないと回答。地方が置いてけぼりになっている、性急な進め方に違和感があるなどの指摘が相次いだとのことでした。評価しないと答えた市町村からは、政府が最大2万円のポイントを付与する、マイナポイント事業への異論が続出し、大川村からは金で人身を動かすことに疑問を感じる。いの町からは、入院などの理由でカードを取得できない、一部の人はポイントをもらえないので、不公平ではないかななどの声が目立ったとのことでした。仁淀川町からは、高齢化率の高い自治体は、申請、取得が難しい人が多くおり、置いてけぼり状態になっているとの指摘。地方の意見や状況を把握せず、思いつきのようにポイント

を付与し、セキュリティーよりスピード重視となっていると訴える回答がございました。

その他と回答した須崎市からは、マイナポイントの経済効果を認めつつ、交付税の交付策には、本来のカードの魅力向上や申請の推進につながる手立てを、国が講じることなく、安易に自治体に責任を押し付けるものだと反発もありました。

政府事業を評価すると回答した市町村からは、室戸市より普及を急いだために起こったヒューマンエラーやシステムトラブルには、確実に対応が必要だ。宿毛市より、今後、政府として有用性をどれだけ示せるかが重要だ、などの指摘のほか、土佐清水市からは、利便性を強調しても、信頼性がなければ安心して利用できないとの意見が出ており評価をしつつも、問題を残しているように思われます。

同じく質問です。政府の行うカード普及策について、佐川町はアンケートにどのような回答をされたのか、その内容についてお答えをいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

ご質問にお答えします。マイナポイント事業など国が進めるカード普及施策につきましては、カードの交付率が高い自治体に対しまして、地方交付税の配分を優遇するやり方や、セキュリティー対策などの詳細な制度の説明も不十分であると考えており、国民の不安を払拭するなどの対策を行い、もう少し時間をかけて進むべき進めていくべきと考えており、回答としましては、どちらかといえば評価しないというふうに回答しました。以上でございます。

8番（下川芳樹君）

はい。お答えをいただきました。やはり交付率、交付税の問題、それから内容についてですね、疑問とか、様々な問題が残っていると。いうふうに思われる節がたくさんある事業でございます。マイナンバーカードに関する二つの質問、最初の質問では、現在町が抱える事務負担の問題について、二つ目の質問では、政府が行うカード普及策について、町の考え方をお答えいただきました。

マイナンバーカードの普及に関しては、様々な意見がございます。アメリカなどのように、すべての国民に身分証明書の役割を持たせたり、情報処理の一元化による国民サービスの向上を図ったり、行政の事務負担を軽減したり、多くのメリットを望む、そのような声、一方で、個人情報独占化による弊害を心配する声も多く聞かれて

おります。将来の日本にとって必要不可欠な政策であるならば、国がその利便性を利便性と安全性をしっかりと国民に伝えて、国民の協力と理解のもとに事業を進めるべきであります。性急な事業の推進は、国民から疑念を生み、地方自治体の業務を圧迫しております。これまでも申し上げてきました通り、佐川町が現在抱える業務は、現状の職員で遂行できるレベルではないと、このように私は思っております。職員をふやす努力も必要ですが、仕事をふやさない努力も重要です。日本国にとって、自治体のDXやデジタル化を推進する上で、本当に必要な事業であるならば、自治体の抱える業務量の削減のためにも、もっと国に頼り、支援を受けるべきだと考えます。

現状のやり方を好ましく思っていない自治体は、全国にも高知県にも、この佐川町にも佐川町もそうだと思います。ぜひ多くの良識ある自治体と協力して、自治体に負担のかからない、国主導の政策を実現できるように要望して欲しいと、このように考えております。

昨日、町長からは、国、県に対して要望を上げていくというふうなお答えもございました。ぜひですね、そういう同じ思いを持たれている自治体の皆さんと、合わせた上で、今後進むであろう保険証の切り換えの問題等もございます。ぜひですね、国、県に対してしっかりと働きかけをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。やはり橋元議員のご質問の中でも回答させていただきましたが、やはり国民の不安を払拭することが最重要項目であると考えております。国としても時間をかけてですね、不安のない、安心して活用できる制度にして、確立していただきたいと思いますと思っておりますので、やはりマイナンバーカードにつきましては、しっかりと検証させていただいて、新たなそういうミスのないようなことで進めていきたいと思っております。これにつきましては、町村会等でですね意見を出させていただいて、また県内の町村と協議をしていきたいと思っております。私の意見として、この前の高新の方には回答させていただいておりますので、またその辺はよろしく願いいたします。

8番（下川芳樹君）

はい。町長の方からですね、前回のアンケートについてもしっかりと回答を述べさせていただいているというふうなこと。また国の政

策についてはですね、町村会等で意見を出し合い、協議しながら、上の方に間違いを正していくように、意見を述べていくというふうなご意見をいただきました。国が進める施策には自治体にとって、正しいものもあれば間違っただけのものもあります。正しい、間違いの見極めは、佐川町にとってどうかということでございます。疑問や課題を解決しないまま、地方の自治体に責任を丸投げするような、国のやり方は毅然とした対応をとるべきだと考えます。このことをしっかりとお願いを申し上げましてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、3番目の質問です。公務員の地域活動休暇についてお尋ねをいたします。自治体が条例で定めた職員の特別休暇として、地域貢献活動休暇を創設できるようになることが、本年8月10日の新聞で報道されておりました。自治会やNPOなどの担い手不足が各地で深刻化する中、兼業などによる職員の活動参加がしやすくなるとの内容です。これまで創設できるかどうか、曖昧でしたが、総務省が地方公務員法上問題がないと、年度内に通知するそうです。職員は公務優先が原則であるため、議会や住民の理解を条例、条件とする方針ですが、すでに神戸市などがコミュニティー維持や職員に多様な経験を積んで欲しいとの考えから検討を始めており、効果が上がれば、各地に広がりそうだと報道の中で伝えておりました。

特別休暇とは、法律に関係なく、企業が独自に従業員に与える休暇で、慶弔休暇やリフレッシュ休暇が代表例です。自治体の場合は、一部を除き、国家公務員に準ずるルールとなっておりますが、国には、被災地支援などに充てるボランティア休暇はあっても、地域貢献活動のための休暇はありません。

そこで、札幌、名古屋、神戸、広島、熊本の5市が国に対して創設できるかどうかを明確にするように求めていたそうです。総務省は通知で国家公務員国家公務員にない休暇を創設しても、直ちに地方公務員法には抵触しないとの解釈を示すそうです。自治会やNPO、まちづくり協議会、自主防災活動など、地域貢献活動の具体的な範囲や休暇日数は、それぞれの自治体が判断します。職員は公務優先が原則で、安易に特別休暇を増やすべきではないとの考えから創設する場合は、目的や必要性などを、住民や議会に説明するように求めております。

神戸市によると、地域貢献活動に興味を持ちつつも公務への悪影響を懸念して参加をためらう職員は多いとのことで、休暇が制度化

されれば、参加のハードルは下がるとしております。神戸市内の自治会の7割は役員のなり手が不足しており、退職した職員の紹介も始めましたが、需要を満たせないとのことでもあります。担当職員は、法律や会計の知識がある人材のニーズは高いとして職員としても活動経験は公務に生かせるはずだと、このように話していたそうです。全国の自治体でも、人口減少が進む中で、地域社会の担い手不足が深刻化しており、職員の兼業を積極的に促す動きが出てきております。兼業先は様々で、報酬を受け取り、NPO法人の理事長についた例もあるそうです。地域貢献活動休暇は、この流れを加速させようだとの意見もあります。

地方公務員法の規定では、自治体職員は勤め先の許可を得れば、営利団体の役員を兼務、営利企業を運営、報酬を得て事業に従事することができるようです。活動は休日や勤務時間外に限られ、総務省の調査では、2018年度の許可件数が約4万2千件。その約8割が市区町村だったそうです。国も兼業の後押しをしており、首相の諮問機関である地方制度調査会は、2020年度の答申で、今後の地方公務員には、公務以外でも、地域の課題解決に積極的に取り組むことが期待されるとの指摘をしており、自治体には兼業しやすい環境整備を進めるよう求めています。

さて、佐川町の現状はいかがでしょうか。少子高齢化の影響は著しく、地域社会の担い手不足は否めません。町内においても、地域に暮らす子育て世代や現役世代の皆さんは、地域活動に参加したくても参加できない環境にあります。先月、コロナウイルスの影響で、3年間休止しておりました地区民運動会の開催を検討する集まりが地元でございました。運動会を運営する、実行委員を選出すべく、リタイア世代の一つ手前の世代、子育て現役世代の皆さんにお声がけをいたしました。俗に言う次世代の皆さんです。お話をする中で、手伝いたいのは山々だが、手伝えない生活環境の苦しさがお話の中で伝わって参りました。

現役の役場職員の皆さんも職務多忙の中では、休暇をとっての参加も厳しいものがございます。しかし、特別休暇が制定され、大手を振って地域貢献ができるチャンスがあれば、手伝ってもらえるのではないかと考えております。まずは地域の状況を把握し、職員の勤務状況も改善、また議会や町民の理解を得る必要がございます。年間の少しの時間を、職員の皆さんで分担して、地域住民のために

ぜひ割いていただきたい。そのための地域貢献活動休暇を創設していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えをいただきます。

総務課長（片岡和子君）

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。佐川町といたしましては、この休暇制度を導入することによりまして、職員も地域の一員であるという意識を醸成し、地域や自治会、その他の地域貢献のための活動に自主的、積極的に参加していくという意識が広がることを期待され、その先には担い手不足による、地域活動の継続、また存続につながっていくのではないかと考えます。

また、職員が地域に入りまして、住民の皆様と交流し、ともに活動することで、地域の活性化や職員自身の成長にもつながっていくものであると考えております。この休暇制度を作ることが目的となってしまうとしましては、本来期待されます地域活性化につながっていくことは難しいとも考えることで、議員もおっしゃっていただいておりますが、職員につきましては、公務が優先となりますので、参加できる地域活動の目的や内容などの具体的な範囲や日数など、今後佐川町がどのような制度にすれば、この休暇の趣旨に合致するものとなるのか、職員であったりとか、実際地域活動に携わっておられる方の意見等もお伺いをした上で、職員も参加しやすく、そして住民の皆さんにも喜んでいただける実効性のある制度となりますよう、国の動向の方も確認をさせていただきながら、先進地の例なども参考に今後研究を進めて参りたいと考えております。以上です。

8番（下川芳樹君）

総務課長の方からご答弁いただきました。考え方としては素晴らしい。町のため、地域のため、地域交流によって、地域を元気にする。また職員にとってみても、その経験が職務に生かされる。本当に佐川町を愛する職員としてですね、一歩前へ足が踏み出せるような活動であろうかと、このように思います。

ただ前段でも申し上げましたように、総務省は年度内に回答するというふうなことでもございますし、様々なハードルはまだまだたくさんあるかと思えます。一番はですね、このような休暇制度を作らなくても、自主的にですね、時間をつくれる職場環境があったり、職員の皆さんの意識がもう少し地方、また地域、住民の皆さんと協力をしてですね、一緒にわが町作っていかうやうというふうな

思いにつながるならば、あえてですね、こういう整理作る必要もございません。はっきり申し上げます。

ただ、そこに至るまでの間、やはりそういう制度によってですね、ある程度参加しやすい環境ができるっていうことも一つであろうかと、このように考えます。町内で地域活動に取り組みやすい労働環境にある、この佐川町に暮らす、そういう子育て世代や現役世代の皆さんなんですが、圧倒的に役場の職員の皆さんが取り組みやすい環境にあると、このように考えております。なぜならば、町民のために働くという大きな柱のもと、皆さんはお仕事されております。また、公務員として身分が保障されている。このようなことも重要な一つであります。

現在民間で働く皆さんは、経済的な不安を抱え、労働条件、厳しい中で生活をされております。将来、日本の社会、社会の環境がですね、大きくかわり、すべての人に、余裕が生まれるような、そのような社会になるならば、自分たちの地域に目を向け、地域での役割をしっかりと認識し地域活動への参加も増えることでありましょう。

そのような時代に達するまでは、役場に勤めていただいている職員の皆さんの助けが少しでも必要であると、このように考えております。地域存続のため、今一度、前向きなご答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

ご質問にお答えをさせていただきます。近年ですねデジタル化によりましてかなりITの関係が進みまして、事業量が軽減、職員の負担が減るといったようなことはあまり私感じてはおりません。やはりいろいろな意味でですね、業務が負担がかかっているというのは職員に対しまして本当に大変だなと思っております。

下川議員のおっしゃる通りその地域を知ってですね地域の人を知るということは、役場職員として業務も遂行していく上では本当に大変重要なことだと考えておりますし、スムーズに業務を進めていくことも可能であることは私自身は職員時代に、下川先輩を含めてですね多くの先輩に、教えていただいております。ご質問の通りですね、公務員の地域活動休暇につきましてはですね、先ほど総務課長の方から答弁をさせていただきました。こういった内容につきましてはやはり先進地の例なども参考にさせていただいてですね、佐川町としてできることはやっていきたいと思っておりますし、特に

下川議員のおっしゃいました、地域貢献活動休暇をわざわざ取り入れなくてもですね、佐川町でどうすればいいのかということを考えていきたいと思っておりますし、若い職員も増えてきておりますし、町外から役場に採用されて、通勤して、職員となっておるものもおりますので、やはり引き続きですね私常日頃から地域のお祭りとかですね、地域貢献を大切にしていこうということは職員に言っておりますので、今後も引き続きですね、地域活動への参加などにつきまして奨励していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

8 番（下川芳樹君）

はい、町長から大変力強いお言葉もいただきました。基本はですね、押し付けとか強制になってはいけません、職員の皆さんに。やはり自分の意志で、地域のために少しでも時間を割いて協力していこうと。このように思う思いがすごく重要であります。先ほど町長の方から、昔のお話も出て参りました。私どもが勤務しているころには、土曜とか日曜日にボランティアで地域の住民の皆さんと一緒に活動に参加し、夜は皆さんと一緒にお酒を飲みながら、いろんな話ができ。これはすごく仕事を進めていく上で、その地域の皆さんにご協力をいただける大きな接点となりました。人間としてもですね非常に成長させていただいた、そのような経験がございます。ぜひですね、今の地域の現状を踏まえて、本当に地域活動の一助になる、長い間携わってくれじゃないです。1年のうちに1日とか2日で構いません。ちょっとご協力をいただける隙間をちょっと埋めていただけるだけでですね、地域は本当に助かると思います。

この新聞報道が出たときに、地域の皆さんからも、なかなかいい制度ができるそうじゃないかというお声かけもございました。それですね、役場の職員の皆さんへの期待感も高い。ぜひ一緒にまちづくりを進めていくというふうな意味合いで、前に立ってですね、ご協力をいただければなというふうに思います。

役場の職員の皆さん、この皆さんが元気であれば、その町や地域も元気になります。みんなが元気になるための役場づくり、余裕が持てる職場環境を執行部、管理職の皆さん、また、今頑張っておられる職員の皆さん、一緒にですね知恵を出しながら作っていただき、地域活動の継続が図られていきますようお願いを申し上げまして、私からの質問はすべて終わりたいと思います。ありがとうございます。

した。

議長（西森勝仁君）

以上で、8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで15分程度、議場のこの時計で10時10分まで休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時10分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6番（宮崎知恵子君）

6番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

1、2、3の質問は、町民の方のお声をいただきまして、お伺いをいたします。

一つ目として、春日川の三野地区可動堰について、まず経過説明をいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。先ほどご質問のありました三野地区の堰、これ久万田堰として佐川町で管理しているものになっております。昭和55年に設置された幅20メートル、高さ2メートルの稼働堰で、受益面積約9ヘクタールの農業用取水堰として利用されております。また、防火用水としての用途も兼ね備えております。

この久万田堰は平成21年度に機能保全計画を策定した上で、平成23年度に国の補助事業を活用し、袋体本体ゴムの膨らむ部分ですね。そこを交換せずに、補修をして長寿命化を図る大規模な修繕工事を実施してきた経緯があります。その後の当時は修繕が必要なかった場所についても、劣化が進行している状況であったことから、国の補助事業を活用し、袋体を交換する方向で計画を進めているところでした。当初の予定では令和5年度に機能保全計画の見直し、令和6年度に詳細設計、令和7年度に工事を実施する計画でございましたが、今年の5月15日に、袋体のゴム部分が破損し、堰を膨らます

ことができない状態になっていることが確認されました。

このため、計画を変更し、早期に復旧を図るため、現在機能保全計画の作成と、詳細設計の準備を進めているところです。令和6年度には、工場完成する予定で現在計画を進めております。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

はい。詳細な説明をいただき、ありがとうございます。令和6年には完成するということでございますかね。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。令和6年度中に工事が完了して、令和7年の作から活用ができるようになる計画です。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございました。安心して、住民の方にもお伝えできると思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、二つ目の質問でございます。要介護の高齢者や身体に障害のある補助事業についてお伺いをいたします。身体状況などに応じて、住民住宅の改造経費の一部を助成する住宅改造支援事業があれば、対象者、助成金額、対象工事の内容を教えてくださいませんか。よろしく願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。要介護の高齢者や、身体に障害のある方が住んでおられます住宅について、その体の状況等に応じてですね、改造を行うための経費の一部を助成をして、本人の本人やご家族の負担を軽減する事業がございます。

この事業については事業名がですね住宅改造支援事業と、いうふうにあります。これは高知県が単独で事業を実施しているもので、佐川町においてもですね、この住民の方々の相談に対応できるように予算枠を確保しております。対象者でございますけれども、まず、介護保険制度のですね要介護、及び要支援と認定された方がまず一つ目の区分としてあります。

二つ目の区分としては、要介護、要支援の認定を受けておられないけれども、65歳以上の高齢者のみで住居している方。これが二つ目の対象になります。

そして三つ目が、身体障害者手帳の1級または2級に該当する方、もしくは下肢体幹機能障害、または、乳幼児期以前の非進行性の脳

病死脳病変による運動機能障害。これは移動機能障害に限るとされておりますがその障害のある3級の方ということで区分が分かれております。助成の金額につきましては、最初申しあげました介護保険の要介護の要介護それから要支援の認定されてる方と、身体に障害がある方、この方については、補助基準額がありまして100万円という補助基準額、いわゆる補助対象の上限額と、いうこととなりますが、この100万のうちの3分の2以内を補助すると、内訳は県が3分の1補助して、町が3分の1補助して、残りの3分の1がご自身のご負担という形になります。

二つ目にお話をさしていただいて対象のですね、65歳以上の高齢者のみの世帯の方については、補助基準額が30万というふうに下がりますが、同じく工事費の3分の2については補助があるということになります。対象となる工事については、住宅の中の浴室、それから玄関、台所、トイレ、廊下、階段、居室等ということでほとんどのところのですね改造工事に対応しているということです。

年間ですね、多くはございませんけれども、高齢者、要介護と障害合わせてですね、数件1件から2件程度の相談があつてですねこちらの方を補助しているような実績がございます。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

はい。詳しい説明をいただきましてありがとうございます。個人的に健康福祉課の方に行けば相談に応じていただけるということでございますかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。相談窓口は健康福祉課の方ですね障害がある方については障害支援係、それから要介護の認定と可置かれる方、それから高齢者の方については、介護保険係というふうに係としては分かれておりますけれども、健康福祉課の方にご相談いただきたいと思います。

6番（宮崎知恵子君）

はい。詳しい説明をいただき、ありがとうございます。続きまして三つ目の質問でございます。目安箱の設置についてお伺いをいたします。行政報告でも、道の駅、おもちゃ博物館の開館に伴い、町民の様々な意見、ご要望、改善案などあることはすでに議員の皆様もおわかりのことと思います。そこで対応策として、目安箱を設置していただけないでしょうかというお問い合わせもございまして、

この質問に至りました。本庁には設置しているということをお伺いしておりますが、この件について、どのようにお考えでしょうか。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは宮崎議員のご質問にお答えさせていただきます。町民の皆様などからご意見としていただきます広聴業務の一つといたしまして先ほど議員おっしゃいましたように、現在本庁の会計課窓口の方に、目安箱の方を設置しております。広聴業務といたしましてはこのほかホームページや電話等でもご意見の方、いただいておりますのでその都度関係各課局によりまして対応の方させていただきます。以上です。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。道の駅おもちゃ美術館にも、というところでのご質問ですのでお答えさせていただきます。この両施設につきましては、町外の方の利用が多い印象でございます。目安箱の設置目的にもよりませんが、町民の皆様からのご意見をいただくことを目的とすると、あまり効果的ではないのではないかと考えております。

一方、道の駅やおもちゃ美術館について、広くご意見をいただくことを目的とすると、目安箱の設置も一つの手段であると考えておりますが、設置するかどうかにつきましては、指定管理者をしている一般財団法人の「しあわせづくり佐川」とも協議をした上で決めていきたいと思っております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。おもちゃ美術館だけに限らず、もちろん道の駅のご意見もいろいろ伺っておりますので、そういうご意見が早く聞けるっていうことはありがたいことではないかと思っております。また検討よろしくお願いたします。

四つ目の質問でございます。教科担任制についてお伺いをいたします。高知新聞によりますと、いの町教育委員会は本年度町内すべての7つの小学校で学級担任ではなく、異なる教員が授業をする、教科担任制を本格導入し、成果につながっているという記事が載っております。政府は2022年度の公立小学校の高学年で本格導入され、教科担任制の推進に向け、教員を950人増やす方針を決め、教育の更なる質の向上や、学校の働き方改革を実現するため、小学校の教科担任制を推進することが重要と強調し、文科省は22年度から小学5年、6年の英語、算数、理科、体育を対象に本格導入を計画

し、4年間で8,800人程度の教員増を目指しているということでございます。

教科担任制とは、国語なら国語、国語、算数なら算数というふうに、担任でない先生が教えることです。中学校に入りますと、教科担任制になり、一つ一つの教科の難易度が上がり、慣れずに、勉強が嫌いになることも不登校の原因の一つと考えており、その前に、教科担任に慣れてもらうという目的もあるようでございます。

実際には他県、特に北海道、兵庫県、群馬県など10年以上取り組んで、定着している地域もあります。特に英、数、理を重点的に教えるよう推奨されており、近くの中学校と連携する小中連携や、別の小学校と連携することもやっているということでございます。教科担任による効果として、文部省では、次のような効果を発表しております。一つ目が、授業の質の向上。教師が担当する教科数が減少することで、授業外の時間が増加し、複数回、実践でき、授業の改善が図られる。

二つ目として、小中学校の円滑な接続ができる。特に重点的に小学校5年、6年に行うことで、中学校に進学した際、学校生活に順応しやすいということです。

また三つ目として、多面的な児童の理解ができる、複数の教師が教科指導に当たることで、多面的な指導支援ができます。

四つ目として、教師の負担軽減、小学校では、全科目を担当の先生が教えますので、授業前には全教科の準備をしなければいけません。教科担任制によって、自分の専門科目に専念でき、時間ができますので、一つの教科を深掘りし、時間をかけて授業をわかりやすく行う準備ができるなどあります。

また、教科担任制のデメリットとしては、時間割の編成調整が複雑化し、時間割の作成に時間がかかる、人材不足、小学校、職員の定数が決められております。教科担任制を取り入れると人材不足が生じまして、現在、教職員が不足しているので、各教科の担当を増やすとなりますと、人材不足顕著に現れます。

中学校と連携するなり、教科担任制の小学校の生徒にサポートに来ていただくなどして、円滑に移行できるよう工夫が必要という声もありました。そして、実際の児童が感じている効果の意義については、文科省がアンケートをとったものがございまして、中学校に行っても知っている先生がいるので安心する。先生がそれぞれの得

意な教科だから、授業はわかりやすい。重要なことを詳しく教えてくれるのでわかりやすい。中学校になる前に、教科担任制が体験でき、どんな感じかがわかるのでとてもよい。

また、学級担任が感じる効果や意義については、児童の所見を共有することで、通知表作成にかかる時間が短縮される。学年児童に深く関わるため、学級担任が児童に対し、持つ悩みやお困りごとを学年で共有しやすい。教える教科が少なくなることで、教科の研究がしやすい。同じ授業を何回もやるので、指導の改善ができる。児童の学習状況の把握と指導改善がしやすい。このような声がたくさん上がっている。教科担任制については、実用性があり、取り入れるべき施策と思いますが、すでに佐川町では取り入れられているということをお伺いしております。

そこで、その過程の中で実践している過程の中で、良いこと、お困りごと、お困りごとの点とか成果など、また取り組まれた時期などをお伺いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。

教育長（濱田陽治君）

はい。宮崎議員のご質問にお答えをいたします。基本的に中学校は教科担任で小学校は全科を学級担任ですというのは伝統的なやり方ですから発達段階に応じてということでした。

さて小学校高学年からの教科担任制につきましてはですね議員が先ほどご案内いただいた通りですので、ここでは復習をいたしません。佐川町ではですね、時期はちょっと記憶にないんですけども、こういった国県の動きを受けましてですね、佐川小学校で3年生から6年生までの理科と音楽について、これはもうそれだけをやるという専科教員2名で教科担任制の授業をしております。それと5、6年生の家庭科と図画工作で、学年の担任が持ち合ってますね、交換をして授業するという教科担任のを組み合わせてやっております。

また斗賀野小学校では5、6年の理科と家庭科、4年生6年生の音楽、黒岩小学校で3年生から6年生までの理科と社会科で教科担任による授業をしております。これはもう担任としか持ち合わせをしておりますので、専科教員の配置というものではありません。さらにですね尾川小中学校の場合が特徴的ですが、これが小中一貫教育校ですのでそのメリットを活かしまして、英語体験音楽で中学校の教員が教科担任制の授業を小学校の高学年でやっているということです。この場合に先ほど議員がご案内くださったようなメリットが

出ていると。この内容、小学校高学年における教科担任制の効果といたしましてはですね、学校の組織力が向上すると。つまり自分の学級だけではないですねということ。それから学習が非常に高度になってきておりますプログラミングもせないけません、英語もせないけません、こうなりますこういったこと。それと小中学校での接続も含めて9年間の一貫性のある指導への対応。この辺りは尾川の小中学校では明らかに効果が出ております。こういった課題解決に有効であり、かつ、担任以外の教員との関わりによりまして生徒指導上の効果があると、こういうことが報告をされております。

教育の質を向上させるために非常に有効だということで、2通りのことを考えております。まず県教委に対して、定数外の専科教員の配置を継続さらに増員するように要請をして参ります。

それともう一つは、尾川小中学校は一貫教育ですすでにシステムができておりますが、佐川中学校区、幸い学校には別の学校ですけども距離的にですねさほど離れておりませんので、中学校区での小中学校での教員の連携、出前授業するとかですね、中学校の教員が教えに行くとか、この縦の一貫性をどうするのか。と小学校間でですね横のつながりをどうするのかと、この2つの面から中学校区での一貫性を追求していくと、いうことを今模索を始めております。

この2つの方向でですね、教科担任制の効果を出していくと、佐川町全体の教育の効果を上げていくと質を向上させていくということ今考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

それぞれの学校によりまして、特性を生かし、向上の方向に持っていていただいているということで、とても安心しております。これからもますます教育の向上を目指して頑張っていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、五つ目の、マイナンバーカードのひもづけについてお伺いをいたします。現在、マイナンバーカードと健康保険、銀行口座ひもづけなど行われております。誤登録などトラブルが相次ぎ、医療機関の窓口で使えないケースが少なくとも、40万件以上あると言われております。高齢化が多い佐川町におきましても、重大な懸念事項であると考えられます。

また、マイナンバーカードを紛失すると、健康保険の情報や銀行口座の情報などの個人情報、一気に漏洩し、悪用されるリスクが

伴います、例えば、銀行口座の情報をひもづけした場合、万一情報が漏洩したときのリスクは膨大です。サイバー犯罪が起きれば、100%防げるものではありません。2023年になって、運用上のミスにより、他人の銀行口座が登録されるという問題が発覚し、大きな問題となっております。仮にマイナンバーカードをもし紛失した場合、勝手にログインされ、銀行口座情報や住民情報が露見します。このようなリスクを抱えてまで民間の情報を監視する必要があるのでしょうか。ましてや、今の時代、政府や自治体は、個人情報など、調べようと思えば調べられるだけの情報は持っております。

そこで、一つ目の質問です。現時点で佐川町の住民でマイナンバーカードと保険証のひもづけができている件数はわかりますでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

宮崎議員のご質問にお答えします。現在、健康保険証のひもづけということですが、国の方からからはそのようなひもづけの情報は入ってきてませんので把握はしておりません。以上でございます。

6番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。昨日から、坂本議員、橋元議員、下川議員のお話を伺いまして、佐川町は本当に真摯に、向き合っているなど、大変安心しております。

二つ目の質問でございます。マイナンバーカードを誤ってひもづけするトラブルは、相次いで明らかになった問題を受けて、政府は2023年6月21日にマイナンバー情報総点検本部を、デジタル庁に設置、具体的には、それぞれの情報についての制度、制度を所管する各省庁を省庁から全国6千のひもづけ、実施機関に対し、データのひもづけ方法を、これまでどのように行っていたかを調べる調査を実施するということですが、これに対して、自治体も協力し、情報提供をしなければならないかもしれないということですが、それにかかる確認作業の時間、人員の予測はつきますでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

ご質問にお答えします。ひもづけの確認につきましては、情報登録作業手順についてのアンケート、そしてアンケートの回答結果をもとに、国が個別情報の確認が必要と判断した団体が、個別情報を確認するという二段階で実施されております。

現在アンケートにより確認が必要とされた団体が示されたところ

でございますが、本町はいずれの情報におきましても、リストアップはされておりません。したがって現時点での点検作業ということは必要がないということとなっております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。よくわかりました。現在、改正ナンバー法など、などで保険証の廃止を求め、求めた制度が進められております。マイナンバーカードの発行は任意であり、各人の自由に任せられているはずですが、今やマイナンバーカードの所有は、実質義務化されたと私は思っております。マイナンバー制度自体に私は当初から反対の立場で、マイナンバー制度によって納税などが比較的簡易になるなど、利便性を向上している部分もありますけれども、総務省のホームページによりますと、マイナンバーについて、公平公正な社会の実現として、国民の所得状況などが、把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや、不正受給の防止と書いてありました。

しかし国が所得情報等を把握するというというのは非常に怖いものです。自分で正当に働いて稼いだお金を、個人個人が国などから制限を受けることなく自由に使えることが、私有財産性で、私有財産性であり、この私有財産性にこそ、民主主義の根幹だと言われております。この私有財産性を知る必要のない国が把握し、その内容に応じて、場合によっては、新たな課税内容の検討が、可能になるような制度は、最後は、私有財産性の破壊につながりかねません。非常に大きな危惧を抱いております。保険証の廃止は、通過点に過ぎず、最終的にマイナンバーカードを国民が、半ば強制され、全国民の資産状況にアクセスできるような状態になるという未来が予見されます。私は自由、民主、信仰という三原則を重んじる立場から、マイナンバー制度自体に対し意見を付け加えさせていただきました。今回、議員の一般質問の、マイナンバーカードのひもづけに対して、町長からはいろいろお伺いしておりますので、副町長のご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

副町長（田村正和君）

おはようございます。私からの答弁ということでマイナンバーカードにつきましてはもちろん私自身も安全に使えるということが前提で進められるべきであると考えております。全体につきましては昨日から坂本議員それから橋元議員、下川議員からもご質問があり

ました町長の答弁の通りであると考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。国が押し付けで、すべてが地方行政の方に、やらすというのは、本当に私も遺憾に思っております。町長の答弁でもありましたように、言うべきことはきちっと言っていただいて、町民の安心安全を守っていただきたいと思っております。

以上で五つ目の質問を終わります。六つ目にすいません。六つ目に、次に空き家対策についてお伺いをいたします。

現在、地方では、人口減少に伴う空き家の問題が深刻になりつつあり、佐川町も例外なく空き家問題を抱えております。構造上の問題としても、税金や費用の問題もあり、解決がなかなか容易ではありませんが、この問題に対して、本気で解決に取り組む取り組み始めている市町村の事例もあります。例えば、議員研修で予定しておりましたが、台風の影響で中止になりました鳥取県の日南町の事例でございます。昨年4月に観光振興、移住促進、空き家対策を一手に担う一般財団法人、山里ロードにちなんを立ち上げたとのこと。観光協会は、それまで町役場に間借りをしておりまして、職員3人が企画課と連携し、業務をこなしていたそうです。また、こうした空き家についての、取り組みをしているシンクタンクなどから、人口増対策とも結びつけて、一体化した解決案を出す必要があるという提言も見られました。空き家の利活用については、行政でも取り組みが進められていると思っておりますが、そこで質問をいたします。町内における空き家の利活用の事例はありますでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは宮崎議員のご質問にお答えさせていただきます。まず空き家の部分で移住促進事業の一環といたしまして取り組んでおりますこの利活用佐川町の実績といたしましては、まず空き家活用住宅事業といたしまして、これは空き家の所有者から町が借り受けをしまして、耐震工事など行いまして、移住者向けに賃貸借により、提供するものですが、こちらが平成27年度から9件、整備のをしておりまして現在、活用の方をしております。それから次に移住者住宅改修費等補助金、というこの補助金を、活用いたしまして、これは空き家をですね移住者に提供しようとする方、または佐川町に移住をしようとする方が、この空き家を借りる場合に、住宅改修をする、

そういった補助金がございますが、これを活用したものが平成 27 年度から 23 軒、実施をしております、本年度につきましても、10 軒分の予算計上の方にいたしております。

それから個人ではありませんが四国電力の空き家となっております、旧の社宅。こちらの方につきましては、平成 27 年度購入いたしまして耐震工事行いまして、移住促進住宅といたしましてうち 5 軒分、それから佐川町への移住を希望する方に対しまして、一時的に佐川町の生活を体験するための、お試し住宅といたしまして、1 軒、活用の方しております。

このほか空き家の売却、また賃貸を希望する所有者からの情報を提供し、移住定住促進を目的とした空き家バンク制度。こちらの方、27 年度から平成 27 年度から実施をしております、これまで賃貸や売却によりまして 18 軒の契約の実績がございます。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。詳しい説明をありがとうございます。ほとんどは移住者向けということでございますよね。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。この空き家対策につきましては南海トラフ地震、こちら心配される中でですね、倒壊への対策として県の方も対策をしております。その中でも、活用できる住宅につきましては、そういった移住者向けなどに活用するというところで、現在の移住促進事業の一環としてまちづくり推進課の方で事業を進めていっているところでございます。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。空き家も様々ありますけれども、中には、取り壊した方が良いような家屋も存在いたします。所有者の声として、取り壊した方が、固定資産税がかかるというような声も聞きます。使う予定のない家屋を、そのままにしてしまう原因にもなっており、国の制度の問題があるとは思いますが、実際そうした問題に、直面を余儀なくされている地方として、現在の問題としてどうするか考えなければいけないところもあると思います。

そこで質問です。空き家を解体するより、固定資産税が高くなりますが、町としての考えなど聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

税務課長（真辺美紀君）

私からは、まず固定資産税の制度について説明をさせていただきます。土地に係る固定資産税のうち、住宅用地につきましても、課税標準の特例が適用され、税額が軽減されますが、その土地の上にあった住宅を解体いたしますと、住宅用地ではなくなりますので、この特例の適用から外れ、金額が高くなります。この仕組みは、日本全国、国内で地方税法と各自治体の条例で、税条例で定められている制度でございます。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。取り壊した場合ですね、そこに木とか、何か植えるとまた違ってまいりますかね。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 53 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長（真辺美紀君）

はい。お答えさせていただきます。住宅用地としての軽減の制度はなくなります。例えばそこに果樹を植えたりとか、あと何か野菜を植えたりとかして例えば農地として認定されれば、登記の地目は変わらなくても現況で課税をします。課税が変わってくるということになります。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございました。わかりました。はい。以上をもちまして六つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で6番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

ここで15分程度議場のこの時計で、11時10分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 54 分
再開 午前 11 時 10 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4 番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号 4 番、田村幸生です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、ぐるぐるバスの川内ヶ谷方面への運行開設についてお伺いをいたします。このテーマにつきましては、12 月議会の一般質問で取り上げさせていただいて現状をお話しさせていただき、ご答弁をいただいた事柄になります。その中で、県が実施した集落实態調査で、町民の 3 割の方が 5 年から 10 年の間に自家用車が利用できなくなることの調査が出ている。

住民の生活状況は年々変化をしているので、現状に即応した計画となるように、アンケート調査や地区意見交換会での意見を参考にし、柔軟に対応していく、というご回答をいただいております。

今年の 5 月に開催しました議会懇談会でも、川内ヶ谷上へぐるぐるバスを通して欲しいとの要望が出されておりました。

また、6 月に実施されました佐川町地区懇談会では、コースの開設素案が配られ、10 月をめどに進めたいとの説明もありました。今月の広報誌にはコース図を含め、詳細が掲載をされております。担当課には、大変スピーディーに取り組んでいただき、佐川町丙の方面へのぐるぐるバスの新設が順調に運びましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。

それでは最初に、6 月に開催された懇談会でコース開設の素案が示された経緯についてお伺いをいたします。ご答弁をよろしく願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、田村議員のご質問にお答えさせていただきます。川内ヶ谷地区におきましては特にこれまでの上の方ですが、昨年まで何度かですね聞き取り等の調査の方行っております。その段階では、

まだ必要とはしないが将来的には利用したいという意見が多数でありました。しかしながら地域住民の現状を心配いたしました自治会長さんが、自治会内で今年の4月に独自にアンケート調査の行いましてその結果、今すぐにでも利用したいという回答が7世帯ありまして自治会長の方から川内ヶ谷上地区へのぐるぐるバス乗り入れに関します要望書の方が町の方に提出をされました。

その後、5月に川内ヶ谷のほうで現地の説明会の方を行いまして、住民の皆様の意向の方を確認いたしましたして、その後6月に地域公共交通会議開催いたしました。ここで、協議をいたしまして運行するというような運びとなりました。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。地元からの強い要望があったということで、私の方も聞き及んでおりましたが、本当に積極的に要望に対応できたということで、を感じております。

地元の皆さんからは期待の大きい要望があったということですが、特に10月からのぐるぐるバスが通るということを、とても待ち遠しく感じてるように思います。ありがとうございました。

次に運行コース全体の構想とか、考え方についてちょっとお聞かせをいただければなと思っています。なおあわせて今回、もうすでに広報誌にも載っておりますので確認事項にもなってしまう。バス停の数であったり、位置、運行計画と、便数ともご一緒に一緒にご答弁いただけたらな、構いませんので思っております。その点よろしく願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はいお答えいたします。まずこの川内ヶ谷線につきましては奥畑を始発点としております。それから川内ヶ谷の上、国道をまたぎまして、川内ヶ谷の下へ移ります。その川内ヶ谷の下のですね中央部ぐらいからですねちょっと東の方が、道路が狭くなっておりますので一旦ここからですね国土33号の方へ出まして、現在黒岩観光の方が広域線で走っております中組のバス停の方経由いたしましたして、四国電力のところから、また一旦ですね、中山分岐の方面に向けて入るようしております。

そこからまた国道の方へ戻りまして、九反田から、警察の西側を手前旧道の方へ入りまして、柳瀬橋の方へ向かいます。それから富士見町の交差点を西佐川の方へ向いまして、西佐川を折り返してま

た一旦富士見町へ帰ってくると。それから東の方へ移動しまして、その後また高北病院、かわせみの方へ一旦入る。それからまた戻りまして、役場を経由して佐川駅へ行くと、こういった経路になっております。運行に関しましては毎週木曜日といたしまして、1日4.5便。バス停の方は20カ所を設けるようにしております、内訳につきましては川内ヶ谷上に3カ所、川内ヶ谷下の方に4カ所。それから九反田に1カ所。富士見町に4カ所。それからあとはぐるぐるバスと重複しますが中本町に1カ所、それから松崎に4カ所、三野に1カ所、西町東町ともに1カ所というふうになっております。

なお国道とですね町内中心部の一部を除きましては、この間の自由乗降区間となっておりますので、どこでも乗ったり降りたりすることが可能となっております。以上でございます。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。合計で20カ所、川内ヶ谷上下で8カ所、九反田2カ所ということで、本当に住民が待ちに待ったバスが来ると。ということで本当に期待をしているところであります。ただ先ほど岡田課長が言われたように川内ヶ谷でちょっと狭いところがあるってということで、そこは出にゃいかん。ところがあるっていうのをお話をされていましたが、そこまっすぐ通る必要がない、あるいはその用地の関係とか将来的には通れるとか通れないとかその辺についてはいかがでしょう。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。田村議員おっしゃいますように、国道の方につきましては、黒岩観光の広域線の方が走っておりますので、町といたしましても、この川内ヶ谷下地区につきましては、国道に出ることなく進める方向で協議の方を進めておりました。

一旦私どもも予備車の方で運行の方もいたしまして、確かに道路は狭い所がございます、いっぱいいっぱいのところもあります。その中で委託を受けていただきます事業者の方にもお話をしましてそこも実際通っていただきまして、ちょっとそこではちょっと心配があるということに至りましたので現況の道路の中では、こういった国道へ出ることが、やむを得ないということでこのコースに決定することといたしました。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。いろいろとご検討いただいていたようで、

やむを得ずってというような感じも聞き取りましたが、考えに考え抜いたって感じの方もお聞きしました。現状のままで仕方がないのかなあというふうに感じます。

それでは続いて今のバス、バスのぐるぐるバスの中で、唯一出てこなかった柳瀬地区、立野地区。柳瀬地区の住民が利用するためのバス停は、九反田いこいの里の近くに位置していますが、以前、12月の一般質問の中でもお話をさせてもらいましたが、既設の黒岩観光のバス停が、以前お話を聞いた方の家から、400メートルを超える位置にあると、というようなことで、お買い物して帰ってくるにも、その400メートル私はよう歩かんと、袋持ってよう歩かんってというような、お話をいただいた中でこのぐるぐるバスをとということによって一般質問をさせていただいた経緯がございます。で、先日、双方を実測をしてみましたところ、その方のお家の玄関前から国道の横断歩道を渡り、黒岩観光バスのバス停までが500メートル。ぐるぐるバスのバス停いこいの里の近くのお堂の前ってということでお聞きをしておりますが、そこのバス停までは467メートル。黒岩観光のバス停は33メートルの差しかないことが判明をいたしました。気軽に利用しやすくなるかといえ、変わらないかもってという声があります。ホームセンターのところから立野向けに、町道柳瀬立野線が通っております。佐川の中でも唯一これは通りにくいなって言われるような道なんですけども。これが令和7年度にも4メートル幅に改修予定であります。現在90度に曲がっていて通りづらい立野橋たもと。そこも改修されることが計画をされています。

そこで、住民の生活に大きく影響することから、改修終了を見据え、要望の高い柳瀬立野地区を周回するバス運行をご協議検討いただきたいと考えます。この点についてご答弁をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。この柳瀬、立野方面につきましては以前から要望の方もあったということにつきまして認識の方しております。

現在ぐるぐるバスの方につきましては10月にダイヤ改正をしております、これJRの方に、今後合わしていこうというような形で変更する計画がございます。それにつきましては令和7年の3月から3月のダイヤ改正に向けてですね、今後様々な協議の方、重ねていくようにしております。

その中でコース等につきましても、また地域の実情も変化しておりますので、そういったところも考慮しながらですね、コース選定の方をしていきたいと思っておりますので、また柳瀬立野線につきましても、候補の一つとして検討していきたいというふうに考えております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。前向きなご答弁いただき、安心をしております。ぜひ、運行実施がされますようお願いして、一つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、二つ目、おもちゃ美術館について質問をいたします。「まきのさんの道の駅・佐川」に併設のおもちゃ美術館は、夏休みや「らんまん」の効果もあり、多くの入館者でにぎわっています。ここまで築いていただきました関係の皆様や担当課の職員の方々には大変なご苦勞をおかけしたこと、誠に感謝申し上げたいと思っております。

最初におもちゃ学芸員の対応について質問いたします。その前におもちゃ美術館を運営する中で、おもちゃ学芸員の必要度や期待するところを、副町長にお聞きします。よろしくお願ひします。

副町長（田村正和君）

それでは私の方からおもちゃ学芸員の方の思いというか期待するところというところでご回答させていただきます。佐川のおもちゃ美術館も無事に開館を迎えまして、もちろん多世代交流施設、重要な多世代の交流施設それから木育の推進それから良質な遊びの提供ということなどの活動をこれから進めていきたいと考えております。

重要なことはですね、これから施設自体の機能も重要ですけども、関わってもらえる人、学芸員さんのような方が非常に重要だと考えております。特に学芸員さんにつきましては全国でも千人以上の方が活躍をされておりました、学芸員さんの存在はですね、お客様におもちゃとそれから遊びを伝えるということと、お客様の笑顔を引き出すと、というような伝道師と言われております。そんな重要な存在であると認識をしておりますし期待をしております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。おもちゃ学芸員に対する期待するところは、とても大きいというふうにご答弁でも感じることができました。

それでは、おもちゃ学芸員に来ていただきやすい環境づくりの観

点から、駐車スペースの確保についてお伺いをします。午前中の学芸員はオープン前に入館するので、スムーズに駐車場を確保することができると思います。午後の学芸員は来場者の駐車により停めることができず、また特に進入にも時間がかかるということで、特に土日は駐車場を見つけるまでに30分以上かかったよってということでもあったようです。

平日は5名、土日祝日は7名の学芸員を募集していると聞きました。そのうち午前と午後比較すると、午前の参加は一定あるのに対し、午後の参加は申し込みが少ないとのこと。このことは駐車になかなかできないことも一つの要因だと私自身感じています。1回行ったけど、落ち着くまで無理、もうこりごりと感じるようでは長続きがしません。おもちゃ学芸員として、ボランティアが楽しくできるためには、一定数の駐車スペースの確保は美術館成功の鍵と認識するところであり。構わない範囲近いところで止められるようにして、学芸員活動に安心してこられるようにしてあげられればいいかと願っています。ご答弁をお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず道の駅の駐車場につきましては、道の駅、おもちゃ美術館の職員、スタッフ、テナントの従業員の皆様については、道の駅の西側にある職員駐車場に駐車していただくようお願いを基本的にはしております。

しかしながら職員駐車場に駐車できる台数にも限りがあります。特に、議員がおっしゃられましたように、午後から来てくださる。近く学芸員さんについては、不便なときがあることを伺っております。駐車場につきましては、基本的に施設運用の中で上手に活用していただければいいのではないかと考えております。臨時駐車場の一部を学芸員さん用として事前に確保しておくなど、多様な方法が考えられると思いますので、そういったところも、運営をしていただいている財団法人の方にも伝えて、学芸員さんが気持ちよく参加していただけるようにしていきたいと考えております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。職員駐車場は、学芸員さん本当に学芸員さん自身が止めるスペースって実際ない、ないですね。なかなか空いてない。もう、最初はあっち回ったけども、停めるところがなからもうぐるぐるぐるぐる回ったってというようなお話も聞きます

ので。臨時駐車場の本当、下のフェンスの近くっていったらもうそれこそ歩いて上がるのに、年配の方ふうふういうので、それはあまりにもかわいそうなんですけど、構わない範囲で行ったら、もうすぐ止めれる駐車場確保できてるっていうのはやっぱりその学芸員さんも嫌にならずに、もうその駐車場停めるだけでももう苦になるっていう方も実はおられるので。そこは十分にお考えいただいて、学芸員がボランティアだからっていうわけではないですが、やっぱり来て、楽しく子供たちあるいは多世代で接していただく中では、少しでも来て自分自身も楽しめるような施設であって欲しいなと自分自身も思っていますので、そこはひとつよろしくお願いします。

続いておもちゃ学芸員の休憩所についてお答えいたします。現状の施設は運営上とても大切に重要な役割を担う学芸員さんのをきちんとした休憩所はありません。今はDIY工房の作業スペースに仕切りをし、仮の休憩所を設置していますが、夏休みも終わり、落ち着きを示し始めたので、DIY工房の企画運営を開始しようと検討中のようなです。そうすると、たちまち休憩所がなくなってしまうことになります。

先ほどもお話をしましたが、おもちゃ学芸員に来ていただきやすい環境づくりの一つとして、個々の学芸員がある程度自由に座って休憩ができる場所の確保は、学芸員の活動をいきいきと長続きさせることとなり、職員の負担増加を軽減することはもとより、駐車スペースの確保同様、美術館の成功を左右する大きな要素であります。

場所スペースなど制限があるのは理解していますが、前向きなご答弁をいただきたいと願っております。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。休憩スペースにつきましては、佐川のおもちゃ美術館が道の駅に併設する施設であるということから、当初から道の駅側の休憩スペースを共有する想定で考えてきておりました。しかしながら、道の駅側のスタッフの休憩スペースにも共有できる余裕がないことや、イートインなどのフリースペースも一般のお客様の利用が多く、休憩しづらいという状況がございます。そのため、現状としましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、おもちゃ美術館内のDIY工房を仕切って休憩場所にしておりますが、今後、DIY工房を活用したワークショップなどを定期的開催した場合に、その時に学芸員さんの休憩スペースが十分に確保で

きなくなる可能性があることは、認識をしております。

学芸員さんの休憩スペースの確保については、おもちゃ美術館内で対応するのか、道の駅側の館内で対応するのも含めて、どのようにしていくことが良いのか、おもちゃ美術館のスタッフ、また学芸員さんの声も聞きながら、考えていきたいと思っております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。学芸員さんでもまだ 50 数名の方が 1 度もお越しになられていない、あるいは 1 回だけを、まだそういうられてない方もおられるということをお聞きをしております。できるだけ来やすい、学芸員さんが、日々あそこへ行って楽しみたいというぐらいの環境整備は、やっぱりしてあげないといけないなと思っておりますので、前向きにご検討いただきますようによろしく申し上げます。

最後になりますが、達成したクラウドファンディングと更なる資金調達の考え方について伺います。坂本議員もお話しされていましたが、ここのおもちゃ美術館のおもちゃはバイカオウレンなど繊細なものが多く、今後修繕や更新が必要となること。8 月末までに 200 万円を目標に挑戦したクラウドファンディングはネクストゴールとして決めた 250 万円を超える支援が集まったと聞きました。おめでとうございます。おもちゃも飽きられないように、違った形のコーナーを増やしたり、あるいは修繕等も必要と考えられますし、収益の中心は入館料であり、新設や修繕なる使える資金は限度があります。木のおもちゃである以上、修繕や更新はずっと発生するものととらえています。今後のさらなる資金調達への考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まずクラウドファンディングですが、最終的には 268 万 5 千円の資金が集まったということで伺っております。おもちゃ美術館の運営費用につきましては、光熱費など、町が指定管理料として負担する部分も、一部ございますが、基本的にはおもちゃ美術、おもちゃの修繕や調達費用を含めて、入館料で運営することとなると考えております。担当課としては、基本構想でも掲げております年間 4 万人程度の入館者数を維持することができれば、収支のバランスを崩すことなく運営できるものと考えているところ

です。

入館料以外の収入としましては、主におもちゃの販売を想定しております。まずはガチャガチャの機械を導入し、オリジナルのおもちゃを販売する予定と伺っております。また、館内で遊んだおもちゃを購入したいとお客様から問い合わせをいただくこともあるようですので、このことについても今後対応できるように検討していくということで話を聞いております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。いろいろ工夫、アイデア、工夫は経費がかかりませんので、できるだけアイデア工夫を皆出し合って、前向きに盛り立てていただければなって考えます。

以上で私の一般質問は終わります。誠実なご答弁ありがとうございました。以上で終わります。

議長（西森勝仁君）

以上で4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番、齋藤光君の発言を許します。

1 番（齋藤光君）

1番議員、齋藤光です。議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に道の駅の現状について、お聞きいたします。6月25日に佐川町に「まきのさんの道の駅」がオープンし、連日多くの方々にご利用いただいている状況は皆さんご存知のとおりだと思います。佐川町に出来上がった大きな拠点として、今後の活躍が期待される施設ではございますが、町民の方々から大きな規模の施設であるからこそ、佐川町への財政面での負担を気にする声が少なくありません。

そこで、道の駅事業の本体工事費が総額でいくらかかったのか、そしてその中で補助金や辺地債などの適用額はいくらぐらいなのか。まずお聞かせください。よろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは齋藤議員のご質問にお答えいたします。道の駅とおもちや美術館の整備費用につきましては、令和3年度から令和5年度で実施しました、施設の基本設計、実施設計、建設工事、施工管理の費用合計で、約10億7千万円であります。

財源の内訳としましては、国の補助金及び交付金が約2億5,500万円。県の補助金が5,300万円、辺地債が7億3,200万円。その他基金が約3千万円あります。一般財源としましては辺地債の毎年の償還も考慮した実質的な一般財源としましては、約1億4,600万円となる見込みです。以上です。

1番（齋藤光君）

本体工事費総額に対して、補助金や辺地債交付金などで活用し有利に事業を回収できたことを確認いたしました。

しかし建築物や設備には、ライフサイクルコストといって、建築が完了してから運用し、解体に至るまで、いわば、建物の生涯にかかるコストという概念があります。一般的な建築物に対するライフサイクルコストの合計額は、建設額の約3倍のコストが一生涯でかかると言われております。この中には、一般管理費、運用費、保全費、修繕費、そして解体費用などが含まれています。ここでお聞きしますが、道の駅の耐用年数は何年なのか、そして修繕費や設備の保全費、改修費用などは積み立てなどの計上をしているのかどうかお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。国税庁の減価償却資産の耐用年数表によりますと、構造が木造である店舗の建物の場合、耐用年数は22年となっております。耐用年数と耐久年数は異なりますので、修繕や改修がいつどの程度必要になってくるかは不明確な部分もございしますが、適宜メンテナンスを行い、施設の長寿命化を図っていきます。

また、道の駅の改修、修繕などを目的にした積立の予定はございませんが、町全体の施設の拡充と整備を実施するための基金として、施設等整備基金がございします。以上です。

1番（齋藤光君）

耐用年数は22年ということですが耐久年数は違うということで、長寿命化で道の駅を長くロングランしていただきたいと思います。

まず、改修修繕の積み立ての予定はしてないが整備の基金がある、町全体の施設の整備の基金があるということを確認しました。一般的な商業施設のライフサイクルコストでは、水道・光熱費が全体の40%と、その他の施設に比べて、比重が大きくなっております。佐川町の道の駅の運用は始めて間もない段階ではございますが、水道・光熱費が大きく負担になっていくというのが商業施設のパターンですので傾向として考えていただけたらと思っております。そして、主な出費で財政を圧迫しないよう総合の準備をして今後の運用を考えていただきたいと思っております。

次に、道の駅の施設の売り上げについてお聞きしたいと思います。ありがたいことに、連日にぎわいを見せている道の駅ですが、道の駅は商業施設ですので、売上というものが非常に重要になって参ります。人がたくさん来ていても、お金が使われてなければ持続可能な施設とは言えません。

ここで、現状の売り上げに関する実績をお聞きしたいと思います。

まだオープンして間もない段階ではありますので、把握している範囲で構いませんが、道の駅全体での売上、そして当初予定していた売上についても一緒にお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅とおもちゃ美術館の合計の金額にはなりますが、オープンしてから8月15日までの産業振興課として把握してる数字ですが、レジ通過時点での全体の販売額が9,600、約9,650万円となっております。目標としましては、坂本議員のご質問時にも少しお答えしましたが、一般財団法人の目標計画の目標として、年間3億円を掲げておりましたので、順調な売上が上がっているというところではあります。以上です。

1番（齋藤光君）

牧野博士の「らんまん」効果や、おもちゃ美術館の相乗効果があり、予想以上の順調な滑り出しとのことで、少し安心しております。

道の駅のスタッフの方の頑張りも反映されていると思いますので、これからも頑張ってくださいなと思う次第でございます。今後多くの方々に愛される道の駅として、さらにブラッシュアップしていくことは、課題として当然ではございますが、少し話は戻りま

すが、先ほどライフサイクルコストのお話をいたしました。商業施設は水道・光熱費の次に警備費が多くかかる傾向にあります。

現在道の駅には駐車場への誘導員を配置していると思いますが、その費用はどの程度の費用がかかっているのか、そして今後、誘導員や駐車場、今後の誘導員の運営や、駐車場の運用についてもお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。6月から8月までに交通誘導警備員の配置に応じた費用につきましては、約1千万円となっております。月別で申し上げますと、6月が133万9,230円。7月が553万3,074円、8月が379万7,750円という形となっております。

警備員の配置につきましては、9月から平日は配置はしない計画としております。9月からは土日祝日のみの配置で、9月は4人体制、10月からは2人体制で駐車場を運用していくという計画としております。以上です。

1番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。佐川町の道の駅に来てくれた方々が、不快な思いをしないように、今後も対策をとり続けていっていただきたいなと思います。

次に道の駅の今後の運営についてお聞きしたいと思います。まず前提として道の駅を運営しているのは、一般財団法人であるしあわせづくり佐川であって、その一般財団法人は、佐川町100%出資のいわゆる第3セクターです。その第3セクターに対して佐川町としてはどう関わっていくのか、議会からの意見または行政からの意見を聞いて取りまとめどう判断していくのか。例えば、今回の定例会でも、議会でたくさんの道の駅に関する多くのことが議題に上がりましたが、そうした意見はどういった流れで財団で協議されるのか、そのあたりをお答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。財団法人は佐川町が設立したものではありませんが、町の執行機関ではありませんので、極端に申しますと財団法人の意思決定に関して町が意見を申し上げる立場にはございません。

しかしながら、施設の趣旨や設置目的、ビジョンや考え方といった大きな部分については、財団法人と意識を共有し、取り組んでおります。また、施設の管理、運営について、指定管理という形で、財

団法人に委託しておりますので、行政サービスとして町が必要であると考え内容については、指定管理の中で、財団法人に取り組んでいただくことになります。

本定例会で議員の皆様からいただいております、ご意見、ご提案につきましては、町民の皆様のご意見でもありますので、まずは町の方でしっかり内容を確認し、対応を検討していきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。私は商業施設という面で考えると、経営としてうまく成り立つことがまず重要だと考えております。しかし道の駅は公共的な側面も多く持っていますので、財団法人と町の方でしっかり協議して検討していただきたいと思っております。

次にふるさと納税の部門での質問をさせていただきます。先日議案説明会にて、財団法人に係る資料が配布されましたが、その中でふるさと納税部門では、正職員 1 名、会計年度任用職員 1 名の 2 名体制での予算でしたが、現在は正職員 1 名だとお聞きして、1 名の体制だとお聞きしております。

ふるさと納税に関しては、今までも質問してきましたが、寄附金という形で、税収入を確保できることに加えて、佐川町の PR もできるという非常に自治体にとって有利な制度ですので、私としては佐川町あげて取り組むべき制度だと思っております。そんなふるさと納税の部門の職員を採用するめどなどを含め、今後ふるさと納税の方向性、ビジョンなどをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。ふるさと納税業務につきましては、令和 3 年度から財団法人に業務を委託しております。

令和 5 年度の委託料につきましては、佐川町へのふるさと寄附金額の 4 % の出来高契約となっております。仮に 4 億円の寄附があった場合には、1,600 万円と、1,600 万円となります。

財団法人が行う業務は、返礼品のサイトへの登録や返礼品の発注事業者のフォロー、寄附者への寄附金受領証明書やお礼状の発送、返礼品の新規開発など、ふるさと納税の事務全般でございます。ふるさと納税の業務につきましては事業量もさることながら、制度に対する深い理解と高い専門性、事業者の調整力が必要でございます。

現在、ふるさと納税の財団法人のふるさと納税の部門の職員は 1

名であります。この職員体制が要因で寄附者や返礼品の事業者の満足がえられないということであれば、改善の必要があると考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

このふるさと納税の今の現体制についてはですね、返礼品の業者からの声として、ふるさと納税部門に対して少し対応などで不満の声が私には届いております。不満の声だけでふるさと納税の業務の状況を判断するのは難しいとは思いますが、現にふるさと納税額が伸び悩んでおります。

令和3年から令和、今年令和5年の4月から8月末の寄附金額を比較すると上手く伸びていないのがわかります。

具体的に申し上げますと、令和3年の4月から8月までの寄附金額は約9,600万円。その次の年の令和4年の4月から8月までの寄附金額は1億800万円。そして今年の令和5年の同じ時期の寄附金額は7,800万円となっており、年度初めから同じ時期を比較しても、現状伸び悩みが見られています。こういった現状に対して、今どうお考えがあるのか、お答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。齋藤議員のご指摘の通り、ふるさと寄附金については今年大変苦戦をしております。町としましては、今年度、寄附額を増やすため、プロポーザルを実施して、専門家によるPR業務を委託する予定としております。また、財団法人の体制については、財団法人の方ともですね、業務内容を含めて、協議をしていきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

財団と今後協議していく流れとプロポーザルの計画を今お聞きしましたが、委託先のしあわせづくり佐川の内部の話なので、あまりここで言うのはどうかとは思いますが、現状、1名の体制でできるか、できているのか、満足にできているのかというのは、私は疑問で、その原因がその結果が新規開発や事業者のフォロー、そういうそういった調整力に響いているのではないかと私は思っておりますので、特に体制に関しては、もう一度検討していただきたいと思っておりますけれども、その点もう一度ご答弁をお願いします。

副町長（田村正和君）

それでは財団法人の人員体制についてでございますので私の方か

らご説明をさせていただきます。確かに議員おっしゃる通りですね、今年のおふるさと納税、非常に苦戦をしております。財団法人の方で今分析を分析というか原因ですね、原因の方を考えております。

一つは、大きく言うと非常に昨年度まで人気のあったブルーベリーであるとか、そういった返礼品がですね、雪の影響で全くないというところがあります。それからもう一つ、非常に人気のありました、鯉のたたきがですね、鯉の鯉が上がらないというようなこともあって、1カ月近くストップをしていたというところがあると思います。

今財団法人の方としましてはですね、何とかこれをもう一度目標に向けてですね、寄附額を伸ばそうということで、財団法人が受託をしております業務のうち一部分を委託をさせていただいております。その中で言われることをまずやっというということで、具体的に言うと、インスタグラムですね、インスタグラムの方の昨年度からいうと、更新ストーリーというものがあって、ストーリーを毎日更新をしようということで今毎日更新をさせていただいております。これに加えて新たな投稿を1、2週間程度に1回投稿してですね、何とか皆さんに振り向いていただけるような努力をしておりますが、まだ結果として現れてないということで、齋藤議員の方も人員体制じゃないかということになっております。

職員としては確かに正職員で1名雇用しております。ふるさと納税につきましては財団としては正職員1名と、あと総務経理の職員もおりますので皆さん一緒になってですね、何とか考えてやっという話はしておりますけども、私の方に具体的に生産者の方からですね、こういった問題があるよという話は実は聞いていなくて、その辺りも含めてですね、もう一度財団法人の中で協議をさせていただいて、協議をさせてもらって、必要な対策はとっていききたいなと思っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。今現在、現状、人気のあった返礼品に対して需要にこたえられてない現状があるということと、やれることをやっという姿勢があり、新しい取り組みとして、インスタグラムの更新をしているということをお聞きいたしました。それについては非常にいい取り組みだと思いますし、皆さん頑張っていることだと思います。内部の人員のことなのでもうこれ以上は言

いませんが、目標金額に届くように最善の努力をして、し続けていただきたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、道の駅裏手の芝生広場について質問に移りたいと思います。道の駅裏手の芝生広場ですが、改めて眺めてみると意外と広さがあり、管理が大変なのではないかと感じておるところです。そこで、裏の芝生広場の管理についてですが、現在はどう管理運営しているのか教えてください。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。裏の芝の管理については、指定管理の中に含んでおりますので、財団法人が適宜シルバー人材センターに依頼して、芝刈り機等で管理を行っているという状況です。以上です。

1 番（齋藤光君）

芝の管理のですねシルバーさんに頼んでるということですが、その費用なんかはいくらぐらい現状かかっているのか、把握していますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。指定管理を出すときに見積もり等を取った上で指定管理料の中に含んでおりますが、現状ちょっと手元に資料がないので、また改めてお伝えさせていただければと思います。よろしく願いします。

1 番（齋藤光君）

はい。わかりました。というのもですね、自動運転の草刈り機が今世の中ではある、あるんですけども、それを導入してみてもどうかという提案をさせていただきたいと思います。地形や、特に傾斜などの課題はあると思いますが、夜間に稼働ができたり、メリットも多いと思いますが、その点はどうでしょうか、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。自動の芝刈り機、草刈り機については、町内の農家さんでも導入事例があったりをするので、そういったところも含めて検討材料には上がったことはございます。

現状で言いますと、夜間等の管理ですね、盗難等があった場合も含めて、導入には至っていないというところでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。自動草刈り機も芝刈り機もメリットデメリットありますので、今後また協議検討していただけたらなと思います。ありがとうございます。

そして道の駅に関する最後の質問として、一般財団法人「しあわせづくり佐川」への指定管理料についてお聞きいたします。

財団法人への道の駅の指定管理料は年間いくらになっているのか、そして今後の指定管理料についての考え方もお聞かせください。よろしくお願ひします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。令和5年度に財団法人に支出しております指定管理料としましては、道の駅、芝生広場などの管理料として、1,254万6千円。おもちゃ美術館分として、306万4千円、合計で1,561万円となっております。

また本年度は、オープンまでの人件費を補助として出しておりますので、その額が、1,061万8千円となっております。

次年度以降来年度以降の指定管理料につきましては、本年度の実績、ランニングコストなどを勘案した上で決めていくことになる、なります。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。まだ道の駅がスタートしたばかりですので、いろいろ数字が出そろってからの検討ということ把握いたしました。また数字が出そろった段階で協議検討していくということかと思ひますけれども、また議会に、議会の方にも報告していただけたらなと思います。よろしくお願ひします。それでは道の駅の質問を終わり、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、佐川町の少子高齢化について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。今年の7月21日に市町村議会議員研修にて、島根大学教育学部の作野広和教授にお話を伺いました。この研修のテーマは、「時代に対応した地域づくり」だったのですが、内容を端的に言うと、人口減少はもはや避けられない事態にあり、人口のV字回復は難しいどころか、人口の維持も夢物語になっている自治体がほとんどだということが事実であり、事実であり、直視しなければならぬ現実だという話をされておりました。

そのお話の中で、地域や集落を存続するために最低限必要な人口

の維持、そして規模が小さくても幸せに暮らせるまちづくりが重要であると。作野教授はこれを「縮充」と表現していました。戦略的に縮むという「縮充」です。

また、人口が極端に少なくなった集落は、集落機能が著しく低下ないし消失し、住む人がいなくなることが予想される集落に対しては、「むらおさめ」として人がいなくなる前に、集落の保全各ず、保全活動を積極的に行っていくことを提案していました。

規模が小さくて、規模が小さくても、幸せなまちを構築する「縮充」と集落のターミナルケアともいえる「むらおさめ」という考えを全面的に肯定するわけではないのですが、現状を正しく見つめ不都合な真実であっても目を背けてはいけないと感じました。

現実から目を背けず考え続けていくことは、佐川町の次世代を担う人間へと正しい、正しい形でバトンを渡していくために必要なことだと私は考えております。

ここで佐川町の現状として、佐川町の人口推計についてお伺いしたいと思います。将来の佐川町に関する長期的な人口推計ですが、佐川町ではどのようにシミュレーションしているのか、お聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは齋藤議員のご質問にお答えいたします。佐川町の人口推計の現状についてですが、令和2年度国勢調査に基づいた年齢3区分ごとの人口につきまして、まずご説明をさせていただきます。

まずゼロ歳から14歳までの年少人口、こちらにつきましては1,327人。町全体の10.8%を占めております。次に15歳から65歳までの生産年齢人口、こちらにつきましては、5,916人と、全体の48.1%となっております。最後に65歳以上の高齢者人口につきましては、5,058人と、全体で41.1%となっております。このほか、調査の段階で年齢が不詳であったものが22名分ありまして、合計1万2,323人となっております。5年前の平成27年度の国勢調査と比較いたしますと、まず年少人口につきましては、96名の減少。次に生産年齢人口につきましては、741人の減少。高齢者人口につきましては、111人の増加となっております。町全体では791人の減少というふうになっております。

また合計特殊出生率につきましては、令和3年、全国で1.3に対しまして、佐川町では1.34というふうになっております。人口推計

につきましては、令和2年3月に策定をしております第二期佐川町まち・ひと・しごと総合創生総合戦略におきまして、国立社会保障人口問題研究所が、人口が人口の移動が最近の傾向で今後も続くとして仮定した場合の推計といたしまして、この推計のパターン1といたしまして、2040年に8,782人、2060年に5,576人というふうになっております。

人口展望といたしましては合計特殊出生率を平成24年の1.40から2040年までに2.07まで上昇させ移動につきましては地域おこし協力隊や、その他移住施策、定住施策を行うことによりまして、2040年で1万飛んで338人。

2060年で8,922人となり、パターン1と比較いたしますと、2060年で約3,300人の施策効果が見込まれるためこの人口展望を実現するすべく、第二期戦略において、4つの基本目標を設定し、取り組みを進めているところでございます。なおこのパターン1の令和2年の推計は1万2,309人。人口展望は1万2,429人となっております。令和2年国勢調査での人口1万2,323人は、パターン1よりは減少数が緩和されておりますが、人口展望には及んでいない現状となっております。また合計特殊出生率につきましても、減少の傾向というふうになっております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

佐川町の現在の状況を理解することができました。国勢調査によると、パターン1よりは少し良い状況ということ。現状よろしいでしょうか。少子高齢化、人の流出が今まで通り、今まで通りとか、止まらなかった場合のパターンでは、佐川町の人口は2040年に約8,800人、2060年には約5,500人。ということですね。

そして、ここで注目すべきは、2040年に合計特殊出生率が2.07に回復した場合でも、佐川町の人口は2040年に9,200人、2060年に約6,200人と人口が大幅に減少することによって変わりが無いということです。

ただいま現状の佐川町における人口推計の数値をお聞きしましたが、ここでもう一つお伺いしたいいたします。佐川町が行っている人口減少対策に向けた基本目標があるかと思っておりますが、今一度確認のためにお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。人口減少への対応といたしましては先

ほど申しました第二期、佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略で位置付けをしております4つの基本目標に基づきそれぞれ事業を進めているところですがまず、まず一つ目といたしまして地産外商を中心に魅力のある仕事を作るといたしまして、道の駅を拠点とした生産、加工、販売と、人材育成の好循環を町内全域に広げ、農林業を中心に6次産業化による産業振興と経済回復を図ることを目標としております。

二つ目といたしましては、ふるさと愛を醸成するとともに、新しい人の流れを作る。といたしましてふるさと教育の推進と、新文化拠点を中心に、学びのネットワークを構築するとともに、地域協力隊制度等々を活用した定住と移住促進を図ることとしております。

三つ目といたしまして、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえることといたしまして、出会いから子育てまでのライフステージに応じたきめ細かなサポートを行い、女性活躍を支える場を整備することとしております。

最後に目標の4といたしまして小さな拠点を中心として、地域の暮らしを守るといたしまして、整備をされております小さな拠点、集落活動センター、あったかふれあいセンター、こうしたところを活用しまして、地域が元気で安心して暮らすことができる社会環境を作ることにしております。

現状といたしましては合計特殊出生率につきましては、先ほどありましたように1点、平成24年の1.40から令和3年には1.34と減少しており、さらなる若者の移住、定住、雇用の創出、子育てのしやすい町への推進が重要になってくると考えております。

令和4年度以降、こうした移住定住につきましては、移住相談員の方、配置してございまして、空き家バンク、移住者向け住宅改修の補助金など、こうしたものに力を入れてございまして、また道の駅オープンによる新たな雇用の創出。おもちゃ美術館や新文化拠点など、親子連れで楽しみ学習できる施設の整備、奨学金の返済などの助成、給食費の無償化など、4つの基本目標の中で新たに取り組んでいる事業もございまして。こうした複合的に取り組むことで人口減少が緩和できるものというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

非常に幅広い分野でのご答弁ありがとうございます。経済を活性化させて雇用を創出し、人、仕事が循環し暮らしやすいまちをつく

っていくという基本目標を確認いたしました。

そこで少し本題からずれますが先ほど人口推計についてお伺いいたしました内容ですが、日本全国のデータにはなりますが、生産年齢人口は1995年をピークに減少し続けています。

1995年に、8,700万人いた生産年齢人口は、今年2023年の概算値で7,400万人となっております。もうすでにピーク時から比べて、一般的に働く世代と言われてる方々が1,300万人減少しているのが、日本社会の現状となっております。そして2040年の生産年齢人口は、推測で約6千万人となり、ここからさらに1,400万人の働く世代が減少する推測となっております。

最近求人を出しても人が来ない、若手職員がいないので、後進が育っていない、担い手不足、後継者不足などの声がよく聞こえるようになりましたが、数字を見ていくと、これからさらに状況悪化するように思います。本当に必要な職業に人員が回らず、経済活動も需要にこたえることができず、人手不足による供給困難に陥ることが、数字からは読み取ることができます。

以上のことから佐川町において、地域活性化経済活性化、そして関係人口をふやし、魅力的なまちにしていくという計画は、しっかり進めていく必要があると私も考えていますが、もう一方で、人口減少の対応をうまく考えていく工程も非常に重要性が高い、高いのではないかと考えております。

仮に17年後に、パターン1に近い約3千人の人口減少が佐川町に起きた場合、それまでに人がいなくなる集落、または存続が困難になる集落が発生することが予想されますが、佐川町としてはそういった集落への対応はどうされるおつもりか。何かビジョンはありますか。お答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はいお答えいたします。この人口減少問題というのは、全国的な問題でありまして今回の国勢調査ですね。高知県の方で人口の5%が減少と、その中で佐川町は6%の減少ということで、全体の高知県全体ですね自治体で言いますと9番目、幅でいうと少ない方から9番目というところである状況でございますが、人口が減ってるというところに変わりはないところであります。

先ほど議員がおっしゃいましたように、そうした各集落での成果といいますか。そういうことができなくならないように、今高知県

といたしましても、集落活動センター、あったかふれあいセンターを中心としました、小さな福祉の拠点といいますか、そういったところを中心に事業を進めていっております。

また今後ですね、これから先の新聞にも出ておりましたが、県の方ともですね、これからの中山間地域どのようにしていくかというのは、これからの課題もありまして、また近々ですね、そういったことの対策等についても協議をするようにしておりますので、そういったところを含めながら、現状をしっかりと見据えて、事業の方取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。今聞かせていただいたように、集落活動センターやあったかふれあいセンターの活動は、安心して暮らせるまちづくりに大きく貢献していると私も思っております。

しかし今後は、高齢者の割合が増えていく中、今行ってる業務の範囲も拡大せざるをえなかったり、新しい業務が増えたりする、そうせざるをえない状況が予想されます。集落の人口が減って行って、集落の自立運営が難しくなって行って、そこで行政の手が追いつかない場合も想定されます。

こういったケースについて国土交通省国土政策局が打ち出している小規模高齢化する集落の将来を考えるヒント集というのが、出しているんですけども、少し抜粋していきます。この中では新しい集落の形が3パターン紹介されています。一つは集落間が連携して、より広域の集落共同活動を促進させる方法です。二つ目は行政区の再編を行い、複数の集落をまとめて、新たなコミュニティーをコミュニティーの枠組みを形成するパターンです。そして最後に三つ目のパターンは非常に極端なケースですが集落の移転を行うこともあります。一つ目と二つ目は集落の維持が困難になった場合に、より広域のネットワークで集落の存続を行うケースだと認識しております。これについては現在、現段階の集落活動センターやあったかふれあいセンターの活動に近いものだと考えております。そして三つ目は集落そのものを移転するケースです。

どのパターンも簡単ではありませんし、そのまま佐川町に適用できるとは思っていないんですが、このまま人口が減少していけば直面していく集落の存続についての問題だと記載されております。これまで三つのパターンを紹介させていただきましたが、今佐川町で必要

なことは、集落、特に小規模集落の今後を予測することだと思っております。それには集落自治体単位での世帯数、年齢、生活状況などの情報をもとに検証していく必要があるかとも考えていますが、現状は集落自治会ごとの情報を把握しているのでしょうか。お答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。戸籍の方で町民課の方でですね自治会ごとの人口は細かくありますが今、まちづくり推進課としましては旧の小学校単位でこの地区ごとのですね人口の推計を見ながら、ちよっともう一つおっきい段階、その段階で数字を見ながら、事業の展開をちよっと考えておりました、現状ですね、細かい自治会ごとの推移によって事業の方、展開してるというところは今現在ございません。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

佐川町の集落の今後を予測する点でも、そういった集落自治体単位でのデータがもっと詳細にあった方が検証がしやすいのかと思いますけれども、どうでしょうか。お答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。国勢調査の数字の押さえ方と、ちよっとすいませんそちらの方がちよっと自分ちよっと詳しくないのであまりわからないんですがちよっと町民課の数字とが全く合致してるかと言うたら、ちよっとそこは違うところがあるんじゃないかなと思いますので。ちよっとその辺はまた町民課の方ともですね、確認をさせていただきながら、参考に使えるものでありましたら、そういったものも参考にしていきたいと考えます。以上です。

1 番（齋藤光君）

はい。まさに全庁横断的に各課協力して、調査研究、協議をしていていただきたいなと思っております。そして、やはり今後どうしても人口減少が確実に視される中で、より長期的なビジョンとしての佐川町の方向性や集落への関わり方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はいお答えいたします。各地区への対応の仕方につきましては、これまで通りですね集落活動センター等を十分に活用しながら対応していきたいというふうに考えておりますが、まず人口減少に対応

するためには、まずやっぱり地方創生の観点から、都市部などから担い手を確保するという外から人口を入れてくるという方法が一つと、あとやはりどうしても考えないかんのは町内に、住んでおられる方が、住み続けられるそうした取り組みを進めることが必要だというふうに考えておりますので、まず町外からの担い手の確保といたしましては、これまでも進めてきております、地域おこし協力隊を含めました移住促進事業でありますとか、あと奨学金の返済事業などによりまして移住定住の促進を図ると。それから道の駅、おもちゃ美術館、それから観光振興で今多くの方が佐川町を訪れてくれておりますので、こうした交流人口の中です、佐川町に定住してくれてるってくれる方、こうしたことを期待しつつ、事業の展開をしていきたいと。

それからあと、町外へ流出させないための取り組みといたしましては、先ほど来説明させていただいております集落活動センターでありますとか、あつたかふれあいセンターを含めましたこの取り組みでありますとか、地域公共交通の充実、それから子育て支援策によりまして子育てをしやすい環境を作る。それからふるさと教育等によりまして佐川町に、愛着を持っていただいて住み続けてもらうよう、こうした事業の方進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

人口減少対策として、相変わらず非常に幅広い分野でのご答弁ありがとうございます。

佐川町の今後を考えるためにも、次世代を担う佐川町の子供たちへ自信を持ってバトンをつなぐためにも、統計や推計などの数値を、情報を基にですね、いろんな情報データをもとに、真正面から向き合って町政運営を行っていただきたいと思えます。

佐川町の出生率が、先ほどご答弁ありましたが、今 1.34 でございますが、日本の出生率が最低を記録した平成 17 年、2005 年。このときの出生率は、1.25 だったと記憶しておりますが、そのときの佐川町の出生数は 78 名、年間に 78 名の子供が生まれております。

今、1.34、その時から比べれば、出生数、出生率は上がっているのですが、去年の出生数で生まれた子供の数は 50 名と。出生率は上がっても出生数は、28 名減っているわけです。

出生数出生率を上げる取り組みは非常に大事なのですが、現状

2000、2005年の段階から日本は出生率は1.40近くまで上昇していますが、人口は減り続けております。そういった厳しい状況を把握しながら、そういった数値を見て町政運営を今後も行っていきたいと思っております。

これで私の本定例会でのすべての一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、1番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで15分程度、この議場の時計で45分まで休憩します。40分、40分まで休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時40分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2番、岡林哲司君の発言を許します。

2番（岡林哲司君）

2番議員の岡林哲司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、4つの事項について質問をさせていただきます。なるだけわかりやすい質問を心掛けますので執行部の皆様におかれましては、前向きなご回答をよろしくお願いいたします。

まず最初にですね、耕作放棄地について伺います。町内の地域を回っていますと、耕作放棄地が目につくようになって参りました。私の住む地域の住民の方からも、住宅近くの耕作放棄地について何とかして欲しいという声が、話が複数件ございました。隣接する農地が放棄された場合、景観が悪くなるだけではなく、害虫や害獣の増加や、排水能力の悪化、土壌の劣化土地価格の低下など、近隣の土地にも、多くのデメリットが発生すると言われております。

毎年1回、農業委員会が農地の利用状況調査を行って、耕作放棄地を把握し、耕作放棄地の所有者等に対して是正指導等を行うことになっているというふうにお聞きをしました。

そこで、ここ数年間の佐川町における耕作放棄地の増減と現在の

町の取り組みについて伺います。

一つ目。町の現状、そして抱える課題、そして検討中の対応策について、二つ目、農地の維持活動として、あ、すいません、ちょっと質問の流れを間違えました。ここ数年の佐川町における耕作放棄地の増減と現在の町の取り組みについて担当課にお伺いをいたします。

農業委員会事務局長（森田修弘君）

私の方から耕作放棄地の現況についてお答えさせていただきます。耕作放棄地につきましては、農業委員会の情報で農業委員と、農地利用最適化推進委員の方が毎年現地に赴き率調査を実施しております。調査した農家台帳上の農地面積のうち、遊休農地等が占める割合を算出することで状況を把握することとしております。近年の状況といたしまして、令和2年度は農地面積、1,243ヘクタールのうち、遊休農地と非農地等と合わせて208ヘクタールとなっておりその割合は16.7%となっております。そして昨年度、令和4年度、農地面積、1,239ヘクタールのうち、遊休農地と非農地相当合わせて220ヘクタールとなっており、その割合は17.7%となっております。この2年間で12ヘクタールの面積が増加しております。

また今後の人口推計によりますと人口減がさらなる拍車がかかる。それにあわせまして、農業など一次産業者の高齢化が進んでいることなどから、耕作放棄地は今後ますます増加していくと見込まれております。以上でございます。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私の方から、現在町として取り組んでいる事業、また検討している事業についてご説明をさせていただきます。耕作放棄地の増加に歯止めをかけることは、農業振興をしていく上で非常に重要な課題であると認識しております。

佐川町の耕作放棄地に対する取り組みとしまして、まず、耕作放棄地を発生させないために、耕作条件のよい農地を整備することが重要となります。佐川町の圃場整備実施率は、高知県の平均を大きく下回っている状況です。現在、町内の圃場整備につきましては、市ノ瀬、立野、馬ノ原のエリアで事業を進めておりますが、耕作条件の悪い農地から、環境の整った農地に転換集約することで、生産性や利便性が向上いたしますので、耕作放棄地の発生を抑制させ、農地の地域の農地を守ることが可能になると考えております。

耕作放棄地を増やさない取り組みとしましては、中産間地域等直

接支払制度や、多面的機能支払制度の交付金を活用して、農業者、または農業者以外の方も含んだ地域協働による農地の保全活動が、大変重要な取り組みだと認識しております。今後も一層推進をしていきたいと考えているところです。

ただ、この支払制度につきましては、国の補助金が入るため、対象農地に農用地であることが条件となります。現在この農用地エリアの見直しを県に協議をしており、佐川町の甲のエリアについては、一部残っていた農用地につきましても、すべて除外される見通しとなっております。この他町の独自の対策としまして、現在検討しているものになりますが、一つは以前、国の交付金を活用して、佐川町でも実施しておりました佐川町耕作放棄地再生利用緊急対策事業の事業内容をベースにした補助事業を検討しております。

内容としては、耕作放棄地を再生させ、農業として生産活動を行うことを目的に、農地の障害物除去や整地、土壌改良といった再生作業などに対して、一定の支援ができるようにしたいと考えております。

もう一つは、集落やエリア単位で農地の保全活動を目的に、例えば耕作放棄地に景観作物を植えるなどの活動をする自治会や農業関連の任意団体などを対象に、農業機械の取得や使用に関しての費用負担を軽減できるような助成制度ができないか、検討をしているところです。少子高齢化の人口減少が進み、農業従事者が減っていく中で、町内すべての農地を守ることは難しいというところが現状ですが、地域の農地や景観を守りたいという思いに少しでもこたえられるように支援をしていきたいと考えているところです。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。先ほどの説明でですね、近年の傾向と、検討中の案があること、そして農用地であれば農家と非農家が協力し、地域の生活環境や景観を維持していく補助事業があるということがわかりました。

さらに先ほどのご答弁の中では、そういう景観作物を植えて景観維持していくというような考えもあるということがわかりました。少し、先ほどの答弁の中で残念に思ったことはですね、この甲のエリアの農用地というものがもう一筆も残ってないというような状況ということで、ということは、町としては、この甲のエリア、特に私の上郷エリアとかもそうですけれども、農地として、集落的にいろ

んな補助事業を活用して農地を再生していくというようなエリアでは、今、そのエリアから外れているということがわかりました。

甲のエリア上郷エリアとかもそうですけれども、比較的平地が多いエリアですので、そういうことであれば、今後この人口減少と高齢化が進んでいく中で、人口が集まる平野部として住宅であったりですとか、商業施設であったりですとか、産業の起点となるエリアとしての振興策を考えていくという必要があるというふうに感じました。農用地から外れた地域の景観の維持や生活環境の保全や改善ということになりますと、町民課やまちづくり推進課の範疇になるかと思えますし、産業となりますと産業振興課の管轄でもあると思えます。

こうした地区として農業を再生させるための地区と、それ以外の住むため、そして町が認識している地区ということに関しては、家を建てたい事業を始めたいという人などに、そういう地区がわかりやすく紹介されるようなことになれば、土地の活用もスムーズに進むのではないかというふうに考えます。

それでも上郷地区にもまだまだ作付がされている畑や田んぼがあります。その部分は大事にしつつ、点在する放棄されたり休んでいく畑や田んぼの土地が将来的に転用もしくは活用されていくまでの間、荒れ放題の状態にはならないよう、町としてどういった対策ができるのか、また国や県の補助事業、そして他の自治体での成功事例などを研究し、また提案をさせていただきたいと思えます。

そして引き続きその農用地として指定をされているに関してはですね、耕作エリア耕作放棄地が広がらないように、町としての取り組みを引き続きよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移りたいと思えます。中・高生会議について伺います。まず、私の前回6月定例会においての質問で少年議会の開催をというテーマで質問をさせていただきまして、町長からは、副町長や執行部も今後出席するなど、全面的にサポートしていきたいと考えているというふうに、力強いお答えをいただきました。早速、先月、8月の初旬に、今年度の中・高生会議が佐川高校にて開催され、私も前回の質問をきっかけとして、その場にお誘いをいただき、出席をさせていただきました。

しかし、当日、町長、副町長、教育長とそれぞれ所用で欠席され、教育研究所長1人の出席で、私としてはその点について非常に残念

に思いました。教育研究所長は、子供たちがリラックスして、会議に臨めるよう、エールを送られて、エールを送られていましたし、私も初めて見させていただき、大変勉強になりました。

もちろん、町長、副町長は、国に対する要望活動など、多忙なこともわかりますし、教育長もその日は他の自治体からの来賓の対応など、外せぬ用事があったんだとお聞きしました。

しかしながら、前回の私の質問への答弁からすると、町長の代理として、町執行部の方の出席をするべきではなかったのかと感じました。その点について町長のお考えをお聞きします。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員のご質問にお答えを、齋藤議員。すいません。岡林議員のご質問にお答えをして、訂正させていただきます。先ほどまで齋藤議員。はい。申し訳ございません。岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の中・高生会議におきましては本当に申し訳ないと思っております。

私も要望活動があり上京していた状況でありまして副町長、教育長も、いろいろとお客さんが来たりしてですね調整がちょっとつかなかったということで、代理といいますか、課長、局長の方に出席をと調整ができなかった。そのことに関しては、本当にお詫びを申し上げます。

この中・高生会議はですね私自身もとらえておりますが若者の率直な意見を聞く、いい会議であるとともにですね、また選挙、そして政治、そして何より佐川町に興味を持ってもらうためにも必要では、あると認識をしております。そして近年、なり手不足、議員さんのなり手不足、首長のなり手不足についても、やっぱり政治の内容とかですね、町の行政内容を知ってもらうためにも本当に必要ではないかと思っております。

私が職員時代に一度こういった会議を持ったことがありまして、その時にはなかなか中学生だったと思うんですがストレートの意見を聞いて、本会議よりは緊張した思い入れを今思い出しておりますが、岡林議員の指摘のありました通り、今回は本当に申し訳ないですが日程が合わず、執行部の出席ができませんでしたが、今後におきましては、2つの中学校と1つの高校の日程調整をした上でですね、町執行部の日程をしっかりと、調整させていただいて、次回

からは可能な限り事前に調整に努めて三役、関係課、局長が参加できるようにしていきたいと思っておりますので、お約束をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

2 番（岡林哲司君）

ご回答ありがとうございます。多忙な中でまた2つの中学校と1つの高校の生徒会の役員と先生方と、皆さんの日程も合わせるという大変な労力の上に開催されている会議だと思っておりますので、ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

これまで毎年町長が中・高生会議に出席をされていたとすればですね、本年の会議に参加した中・高生からすれば、佐川町のトップである町長と話ができる機会として、期待をしていたかもしれませんし、三役が誰もこないとなればとすれば、少し軽く思われてるというふうに学生たちも感じたかもしれませんので、大変な中ではあると思いますが、なるだけ出席をしていただくか、もしくは代理の方にしっかり町長のメッセージを届けていただくというようなことをよろしくお願いいたします。

先ほども町長もおっしゃっていただいたように執行部の皆さんにも関わっていただき、佐川の将来を担う子供たちと、真剣に話し合う場として、中・高生会議をぜひ育てていただきたいと心から願います。よろしくお願いいたします。

中・高生会議に関して、引き続き質問をさせていただきます。現在、中・高生会議で決まった事柄などについて、実行ができる予算枠というのはありますか教育長に伺います。

教育長（濱田陽治君）

はい。結論から言いますと予算は工夫をいたしますがですね、少し経緯を説明させていただきます。中・高生会議はですね平成28年当時から町長と中高生が対話をする場ということで始まったわけですが、その後ですねどうやって自分たちで自分たちの学校生活を良くするのかなあという論点に移りまして、ここ1、2年ですね、町のために何かできることはないかなあ、それぞれの生徒会だけではなくてみんなで一緒にという論点になっております。

そこで去年からの議論の引き続きで8月2日の中・高生会議の場で、活気のあるまちづくりのために観光客に楽しんでもらいたいねとまた来てもらいたいなあという思いから、西佐川駅のベンチをですね植物の絵でペイントをするという計画ができております。これ

が8月2日で、8月の末にですね担当者会教員の担当者が集まって、この2月にどういうふうに進めていくのかなあと。お金はってという話が出ておるわけです。

これから各学校でZoomなんかも合わせながら打ち合わせをしていって11月にイベントを実施し、12月には披露したいなというのが今の計画です進行中なわけですね。そこで予算初めからあったというものではありません。そこでまた県立と市町村立というものもありますけれども、これ一応うちが声かけてやってるたてりからいってですね、教育委員会の方にある中学校教育振興総務費あたりですね、消耗品ってのがありますので、これで必要な消耗品があれば措置をさせていただこうかなと考えております。以上でございます。

それとですね、ただしですね、教育的観点から考えてですね、言ったらお金が出てきたというよりははですね、自分たちで生み出すという努力もちょっとしてもらったらどうかなと。なければどうやって生み出すか、世の中のためについてということもあるんですね、予算はどっかにはないのかな、寄附かな募金かなあと。例としてはですね高知商業の生徒会がラオスに学校作りましょうというので、架空の株式会社を作ってですね、商売してますよね。ああいう例もあります。高校生ぐらいだとすれば馬力がありますので、そういうことも一つ教育的観点からはいいんじゃないかなあとということも思っております。以上です。

2番（岡林哲司君）

はい。予算として年度頭から決められたものがあるのではなく、この決まった事柄に対して、予算を確保していくという中で、先ほど教育長も言っていたように、他の学校の例を参考にして、自分たちで何とか資金を調達するというようなこともすばらしい取り組みだと思えますし、共感をいたします。ぜひそういう予算どりの部分から子供たちが取り組める形で取り組みをしていただけたら、子供たちにとっても大変良い経験になるというふうに思います。

そこで提案を一つさせていただきたいのですが、一定の予算額を何とか教育委員会の方で持つておきですね、予算どりの工程というのを疑似的に取り組めるような形にすれば、少ない活動時間の中でも子供たちが話し合った内容が実現できるのではないかと思います。もちろん実際にクラウドファンディングも含めた調整をするという

のも方法ですが、この点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長（瀨田陽治君）

はい。このような取り組みをですね一定以降続けていく上でやり方が固まってくるのかなということは思っておりますけども、思いますのですね、ある程度何するのが実は不明なんですよね、年によって。ですから助成金のような形で枠を作っておいて、それを超えるような部分はですね自分たちで工夫するとか、いくつか考えられる方法があると思います。またこれ財政のやり方にもよりますので、この辺はまた検討していきたいと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。子供たちが決めてやりたいということが、なるだけ実現できるように、取り組みを進めていただきたいと思います。

昨今の教育、教職員の方のですね、労働時間がすごく長くなっているという問題もあり、子供たちに関わる限りのある時間の中で、子供たちの自己効力感がしっかりと上がる仕組みにしていきたいというふうに思います。そのために、教育委員会が単独でこれを完結させるのではなく、町長も先ほどおっしゃっていただいたように、各課と連携をし、子供たちが実際に様々な実務的な手続きなども経験し、成功体験ができるようにしていきたい。そして、何らかの理由で、もし、中・高生会からの提案が実現できないというような場合もあるかと思えます。そういう場合にも、しっかりと子供たちにも納得できる説明をしていただけるようにお願いします。

続きましてより発展した議論ができる環境づくりをということで先日参加をさせていただきました中・高生会議のブラッシュアップなどのためいくつか提案をさせていただきたいと思います。

一つ目、アジェンダ、つまり議事日程の明確な設定と、各々の役割の明確化。会議を進める中で自己紹介をということでぜひまわしていく中で、ちょっと言葉に詰まるような子供がいたりとかですね全体の流れ的にも、もう少しそれぞれ各々が今日にする会議というものを認識していたら、もっとスムーズに話が進むんじゃないかということで一つ目、提案させていただきます。

二つ目、従来のブレインストーミング、いわゆるよく会議とかで町民会議とかでもあるんですけども付箋を利用してグループでアイデアを出し合うというブレストと言われる手法についてですけれ

どもそれに加えて最近出てきた新たな手法で、グーグル式クレイジーエイトという、ちょっとクレイジーという単語が入ってるんですけども、アイデアの練り上げ方があります。これはそのテーマに沿った情報提供、またはプレゼンテーションを数分聞いた後ですね、各々個人個人が1分ずつで8個のアイデアを出し、それをすべて集めて全員で議論をしてベストな案を決めていくという手法です。この手法により、通常のブレインストーミングよりもいい案が出やすいというようなことが報告されてますので新しい手法として、こういうことも、研究して取り入れていただけたらと思います。

次に、まちづくりや産業振興に関わる、町の担当課の職員も出席をしていただけたらどうかということです。

もう一つ、四つめが議会もしくは議員有志との懇談会の実施。これは中・高生会議のメンバーは、その世代の子供たちの代表ということでもありますので、議会の方と懇談会をすることで、いろんな情報の交換ができるのではないかと思います。

五つ目、議会の傍聴もしくは役場が主体となって開催している会議の傍聴、これは大人が実際にやってる会議を経験、その場で目のあたりに見ることで、それぞれの役割の明確化、これと大人がどういうふうな会議をしているかどうふうに進めているかというのを実際に見ていただくというのができると思います。

以上の5点についてですけれども、物理的な時間の制限や、各種関係機関とのすり合わせなど、越えなければならないハードルは、たくさんあると思いますが、以上の5点について教育長のお考えをお聞かせください。

教育長（濱田陽治君）

はい。結論から申し上げます。5つともそれぞれ非常にいいアイデアとご提言だと思います。

一つずつ申し上げます。まず議事のですね進め方につきましては行わず小学校以来ずっと練習をしておるわけですけども、具体的にその指導者間の打ち合わせ、それから子供たちの中でやっぱり一定のトレーニングするということがいると思います。なかなか忙しい中でやってますので若干手間取ったことがあったかもしれません。

次にですねこのグーグル式クレイジーエイトの件につきましてはですね、中学校はアップルのiPadで高校はクロムノートなんですけど、聞くところによるとこのGoogleのこういったソフトはですね

両方使えるということです。日常的に中学生もいろいろノートなども使ってですね、意見を集約する練習してますので、これは比較的導入が早いかなと思います。

次に、まちづくり振興に関わるかの趣旨皆さんに出席していただけるとですね、意外に子供たちのアイデア面白いなということもありますので、調整をつけていただければありがたいかなと思います。それから議会との懇談会、それから傍聴云々となりますが、リアルにですね実際大人の世界でどうなってるのかっていうのをかき見るのは非常にいい勉強になると思います。

ただしですね、実は西佐川駅のベンチにペイントまでも結構議論する手間かかっていますので、子供たちのトレーニングといいますかね、考え方の整理とかいろんな勉強が、皆さんとのこの会話が成り立つところまで行くには一定期間かかるかなということだと思います。

はい。それとですね、これはそういうふうにしたいなと思うんですけども議員もご指摘のように越えなければならないハードルってのがありまして、二つあります。一つはですね、学校現場というのは生徒達はですね、学習や部活動はじめ放課後まで様々、夜の塾というのもありますけど、もう1日中なかなかハードスケジュールであります。様々な活動をやっております。教員もですね教科指導生徒指導初め様々な業務で多忙をきわめておりまして、時間外の数つてのは驚嘆するものがあります。

ずっとご指導申し上げてるんですけども、なかなか減りませんどころか増えておりますという環境を整えてこの会議を充実させるためにはまず生徒たちに余裕を持って取り組むだけのゆとりが必要でございます。それと指導する教員もイメージを共有するなど、打ち合わせを十分してですねしっかり今ご提言のあったようなものに取り組んでいかなくてはいけないと。そのためのゆとりが必要です。その上にですねそのためにですね校務のスリム化最適化を図って、業務を改善するという取り組みを一生懸命しなくちゃいけないということが前提の一つになります。

二つ目にですね教員も毎年担当が変わってましたねじゃいかんわけですし、子供はもちろん卒業をしてこう変わっていくわけですので、今言いましたその業務改善の上でどう継続して積み重ねていくのか。高知商業の生徒会のラオスの件を例に申し上げましたけども

ずっと連綿と続いておるわけで、一定やはり続けていってですねし
っかりさせていかななくてはいけないと思います。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

はい。現場の状況も踏まえたご答弁ありがとうございます。今提
案さしていただいたところは何か一つの会議の発展のための鍵とな
ればということで提案させていただきました。またご検討いただけ
ればと思います。また、先ほど教育長の方からですねご答弁ありま
した、教職員の方の超勤の時間、これが私が聞いたところだと、
過労死ラインになる、週 80 時間ですかね。これを大幅に超えるよう
な職員さん、100 時間になるような職員さんも、すいません。訂正し
ます。月 100 時間ですね、超えるような職員さんも 1 割ほどいらっ
しゃるといふことで、現場の中ではこれはもう 1 割の方は過労死し
てもおかしくないというような、状況で働いているということです
ので、その辺りからの改善も必要かなというふうに感じました。

私としては前回も質問をさせていただいた通りですね、少年議会
を実現させたいという気持ちではありますが、佐川町の場合
はですね、2つの中学校と1つの高等学校と、3つの学校で構成さ
れている中・高生会議のメンバーはそれぞれの学校でですね、同世
代の他の生徒達から選出された代表ですので、この中・高生会議、
これをしっかりと発展させていくことが佐川町にとって望ましいの
ではないかというふうに今感じております。

子供たちが、それぞれの世代の代表として彼らが今感じているこ
とを知り、そしてコミュニケーションを図っていくことは、私たち
調整に関わる大人がですね、未来の佐川町をイメージしていくのに
は必要な作業だと思います。今後とも、町をあげてサポートをしつ
かりとお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次の質問テーマに移ります。佐川町内の野良猫の繁殖状況や、ト
ラブルや苦情についての状況をお聞きします。ここ数年で、特定の
地域で野良猫が多く発生し、地域の住民より、糞害、鳴き声などの
トラブルを何とかして欲しいという声をお聞きします。

私の住む上郷の自治会の、いくつかの班においても、暖かい季節
になると、野良猫が繁殖してトラブルを起こしております。町とし
て、どこの地域で多く野良猫が発生し、トラブルが起きているかの
などの情報を把握されておりますでしょうか。担当課にお伺いしま
す。

町民課長（山本壽史君）

ご質問にお答えします。現在町内での野良猫の状況やトラブルがどこで起こっているかの状況につきましては、調査できておらず、把握しておりません。以上です。

2番（岡林哲司君）

把握をされていないということで、住民の中であげてる声ですねしっかりと町の方に届いてないのかなあというふうに感じました。野良猫が増加する背景は、大きく2つ考えられるというふうに言われております。無計画に生まれた子猫の遺棄、そして野良猫への餌付けなどでの繁殖です。後者に関しては、野良猫はかわいそうだから、餌をあげているが、別に私が飼っているわけではないというふうな主張をされる方もいらっしゃるようです。これについては明確なルール化をしている自治体もございます。和歌山県の改正県動物愛護管理条例では、野良猫に継続的に餌を与える場合、その周辺住民への説明に努めること。不妊去勢手術がされていること。排せつ物等を適切に処理するなどのルールが決められています。

勧告や命令でも改善しない場合は5万円以下の過料が科せられます。これは2017年の4月より施行されています。これは定期的に野良猫に餌を与える場合はその猫を管理することを義務づけるという条例です。佐川町では、佐川町環境美化条例の10条において、飼い犬や飼い猫が近隣の住民の生活環境を害さないようにするとともに、公共の場所及び他人の土地を糞で汚したときには、直ちに適切な処置を行い、放置しないことを遵守しなければならないというふうにされています。負の連鎖を生まないためにも、責任を持たない餌やりはしないように周知すること。また、それを周知してもどうしても収まらないという場合は、条例化も必要な手段だと思います。

そういう必要があれば、飼い主としての管理責任というものを、餌付けをしているということトリガーとして設定するという、対策方法の一つだと思います。これについて担当課長。どのようにお考えでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。野良猫の餌やり等についての、このトリガー条項としての条文に追加することにつきましては、餌やりが動物の愛護精神によるところもあります。決していいことだとは思っておりませんが、また条文条例に条文を追加して罰則規定を適用すると

ということもですね、そういうことをやってもですね、即問題が解決することではないと考えております。

野良猫による被害などを防止する簡単な解決策というのはなかなか見つかっておりません。また野良猫を邪魔者扱いにすることで問題が解決することでもないと考えております。

まずは、猫の飼い方やマナーにつきまして、広報等により周知を行うなどの簡単にできる。簡単に実施できる対策を行うことが優先であると考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

広い範囲の対策やその効果についてご答弁をいただきました。先ほど私が紹介させていただきました、和歌山県の条例ですけれども実際にそれが発動されているっていうようなこともなくですね、なかなか実際にそういう条例を作っても、それを適用させて管理するっていうのは、餌やりに関しては難しいというのが実際の現状のようです。

その中でもですね、町内でも野良猫の繁殖が報告される時期や地域、その中で現状では、それぞれの地域の方がそれぞれの私財を投じて対応している状況だというふうに伺っております。高知県の飼い主のいない猫への避妊手術の補助についても、これに上限がありますね、県下的に枠が足りていないというのが現状のようです。

また、各市町村で実施計画を策定することにより、今よく耳にすることあるかと思いますが、地域猫として管理をすることで、避妊去勢手術に補助が出るという制度もあります。

高知市においては、独自で飼い主がいない猫への避妊や去勢の補助制度を設けています。また自治会単位などで地域猫として猫を管理している場合には、別の補助制度もあります。佐川町においてもこうした補助制度を検討するべきではないでしょうか。担当課の見解を伺います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えします。不妊の助成制度につきましては、県の予算がすぐなくなると伺っており、また町の方にも住民の方から助成制度に関する問い合わせもあっております。

住民のニーズの高さを感じておるところでございます。不幸な猫が増えることに心を痛める人は、個人で不妊去勢を行い、経済的な負担を強いられていることも事実でございます。

今後、不妊だけでなく、去勢も含めた助成制度につきましては、前向きに検討していきたいと考えております。また、地域猫活動につきましては、高知市で盛んに取り組まれていることは承知しております。この活動につきましては、地域の理解、協力がなくては成り立ちません。時間がかかる取り組みだと考えておりますが、不幸な猫を増やさないためにも調査研究をしていきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。前向きなご答弁ありがとうございます。先に言わしていただきました、餌やりに関する条例の効果というものよりも、この避妊と去勢に対する補助制度を設けている自治体、この制度を設定した後というのはその野良猫の報告件数が半減しているというような実際に効果を上げているというのが、実際に効果が上がっている地域自治体が多いというのが現状のようです。

ぜひこの去勢避妊の制度について前向きに検討いただき、不幸な野生の動物が増えないように、ぜひ検討をお願いいたします。そして最初に増える2つの原因という先に申しました、動物の遺棄、捨て猫とかしているとかいうことについてはですね、これについては、昭和48年、法律第105号、動物の愛護及び管理に関する法律。通称、動物愛護管理法というもので、明確に犯罪というふうに規定をされております。違反をすると、懲役や罰金に課せられ、処せられます。愛護動物を遺棄したものは、1年以下の懲役または100万円以下の罰金という、非常に厳しいルールもございます。

この法律や条例で縛らなくても、皆さんの意識で問題が起きないようにすることが一番ではありますが、実際に問題としてなっているこの野良猫などの問題については、しっかりとした対策を町としても講じていく必要があると思います。

犬や猫などの愛護動物に関しては、家族のような位置付けで生活する方もたくさんおられますし、一方で好き嫌いだけではなく、これらの動物にアレルギーを持つ人も、一般的には総人口の約10%ほどいると言われ、少なくないのが現状です。愛護動物が適切に管理されていない場合、散歩道や近隣の住民にとって糞害や騒音、噛みつきなど、地域でのトラブルの原因にもなりうることもあるため、愛護動物の飼い主は愛護動物愛護管理法に沿った対応が求められます。

ちなみに、佐川町環境美化条例 10 条の中では、会議には、放し飼いにせず、散歩のときだけでなく、通常時も鎖などで制御できる状態で買うことが義務づけられているとされています。ここ数年でつながられていない飼い犬に噛まれたという案件も複数耳にしました。自宅の敷地内で柵で囲まれた敷地内であっても、配送などの運送業者、そして水道や電気、ガスの検針など敷地内に人が入る場所というものがありますので、この動物を飼う方は、これらの配慮も必要だと、いうことです。

この質問のまとめとして 4 つのことをお願いしたいと思います。一つ改めまして野良猫の避妊去勢への補助制度の開始、二つ目環境美化条例 10 条の周知。三つ目。そして無責任に野良猫に餌付けをしないように啓発をすること。四つ目、愛護動物の遺棄への罰則、これの周知をきちっとしていただくように、よろしく申し上げます。担当課の答弁をお願いします。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。一つ目の野良猫の不妊去勢の補助につきましては、前向きに検討させていただきます。二つ目の佐川町美化条例第 10 条の飼い主の遵守事項、三つ目の無責任に野良猫に餌をやってはいけないことなどを含めました猫の飼い方マナーについて、そして四つめの動物愛護管理法に定められております、愛護動物の遺棄をしてはならない旨、これらにつきましては、広報等を通じまして、住民の方にしっかりと周知をして参ります。以上です。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。愛護動物への意識を高め、人にとっても、動物にとってもよりよい環境のまちになるよう、今後も調査研究し提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後のテーマになります。道の道の駅について、他の方の質問もありましたので、重複する部分については、簡単に答えていただいて構いませんのでよろしくお願いいたします。まず初めに、自然災害への対応や準備の計画についてです。道の駅を開業して、はや 2 カ月と少しが経ちました。2 カ月と言いますと、まだまだ施設としては新しい施設と言えます。しかしながらすでに 1 度、短時間での大雨により、道の駅の施設内、具体的に言いますと、飲食店のスペースに雨水が流入したことがわかりました。現在、対策はすでに取

られているということですが、非常に雨の多い高知県において、どのような降雨量や雨の状況を想定して、道の駅が設計されているのか。地域の年間雨量や台風による集中的な豪雨が考慮されているのか、担当課課長にお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅の排水計画を実施するにあたり、適用する基準として、国土交通省が定めております構内舗装排水設計基準に基づき行う必要があります。

基準の降雨強度につきましては、構内舗装排水設計基準の資料により、3年確率10分間降雨量強度を元に定めることが標準とされております。なお、3年確率10分間降雨強度については、道路土工要綱に示されており、これを用いることもできることになっております。高強度は120ミリとなっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

はい。この3年確率10分間降雨強度というものを、ちょっとなかなか耳にしない数値ですので、どのようなものかちょっとわかりにくくありますけれども、先日の雨水が流入した雨っていうのも、私が言った場所と道の駅の場所とまた降った雨の量も違うかと思えます。

ただ佐川町でも過去に役場前を流れる春日が氾濫したような台風の災害もありました。この雨の多い佐川町において豪雨への対策が十分でない施設というのは正直安心ができませんし、それでは困ります。テナントやお客様に対しての責任としても、そして施設の所有者である町としても、しっかりとした対策を早急にとっていただくよう、お約束をいただきたいと思えます。この点について、担当課長、よろしくお願ひします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。現在設計業者と対応の協議をしております。今後浸水しないように改善をしていきますことをお約束いたします。以上です。

2番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。非常に重要な部分でありますので、よろしくお願ひします。

また、続いて、道の駅の地震に対する備えについて伺います。道の駅やおもちゃ美術館において、震災発生時にどういった対応する

のか、職員が共有している緊急対応マニュアルや避難計画があれば、その内容について教えてください。また、避難行動や避難誘導の訓練は行われておりますでしょうか。担当課長にお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。緊急対応マニュアル及び避難計画の作成は現在できておりません。また訓練についても実施はできておりません。以上です。

2番（岡林哲司君）

緊急対応マニュアルや、避難計画そして避難訓練などが行われていないということです。開業して間もなくそして大変盛況で、なかなかそういう時間が取れてないということだとは思いますが、この南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われているこの現状においてですね、実際に震災が起きたときに、職員がどういふふうに動いたらいいかわからないということでは困ります。建物の所有者である、佐川町と施設の指定管理者である財団法人、財団法人とでしっかりと協議をしてですね、早急に緊急対応マニュアルや避難誘導計画を策定していただけるように、お願いをいたします。よろしく申し上げます。

続きまして来場者がより快適に過ごせる環境をというテーマで質問させていただきます。道の駅のオープンより2カ月がたち、すでに皆さん、本当に、多くの意見が寄せられていることと思います。私のところにもいろいろな意見が届いておりますが、担当課として、オンラインプラットフォーム上のフィードバックに対して、いわゆるエゴサ評価やコメントのモニタリングというものを実施されておりますでしょうか。お答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。オンライン上でもいろいろとあると思いますが、私が確認しているのはグーグルマップでの評価について確認はしております。オープン道の駅オープン当初は毎日確認をしておりましたし、現在も適宜確認をしております。様々なご意見があることは承知しているところです。以上です。

2番（岡林哲司君）

しっかりと毎日もしくは適宜日課のようにチェックをされているということでもうすでにコメントについて認識されていることと思います。いくつか代表的なものをあげさせていただきたいと思いま

すが、ベンチなど、座る場所の不足。次に、雨よけスペースの少な
さ。その次が、芝生広場に日よけが少ないこと、そして駐車場が不
便であることなどが確認されています。それについて、いくつか提
案をさせていただきたいと思います。

まず、ベンチについてですけれども、以前奥の土居牧野公園で
すね、発明ラボと町民との方が一緒にコラボをしてすね、公園内
にベンチを作成して設置するというイベントがありました。

道の駅についても、町民の方により愛着を持っていただくとい
う意味合いも込めてすね。同様に発明ラボと一緒にベンチづくりを
やって、これを設置するというをやったらどうかと思いますが、
いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。ベンチなどの座る場所については、増やす方
向で、財団法人とも話を進めていきたいと考えておりましたので、
議員がご提案していただいたベンチづくりのワークショップについ
ても、実現できるかどうかも含めて、町民の方に多く関わって
いただくということも大切だと思いますので、どのような形かは別と
して座る場所はふやしていくようにしたいと考えております。以上で
す。

2番（岡林哲司君）

はい。ワークショップで作るというのは一つの提案で、実際にそ
のお客さんの中で声が上がっている座る場所がもう少し欲しいとい
うことに関してははっきり前向きに進めていただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

続いて、雨よけスペースの少なさについて、他の新しい道の駅な
どを参考にして、もう少し雨の日に建物の改修、特に道路側すね、
雨がよけられるスペースを広く作っていただきたい。さらに、雨よ
けのスペースが広くあれば、様々なイベントや出店もスムーズに開
催しやすいと思います。これについてはどのようにお考えでしょ
うか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。雨の雨の日に待つ場所が少ないということは
認識しております。設計の段階でももう少し軒下が長くないか
というような協議もいたしました。構造上難しいということで現
状に至っております。雨よけのスペースが広くあればいいというこ

とは認識はしておりますが、そのためにはスペースを確保する、また新たな費用が発生するということがございます。

現状を雨よけスペースがあったらいいことは承知しておりますが、特に道の駅の正面側に作るとなると、意匠設計の問題であるとか、工事費の問題も出てきますので、現段階では考えておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。現段階では考えていないというご答弁だったんですけども、実際に訪れる皆さんがですね、通路と本体の建物の間で雨に濡れることであったりですとか、やっぱり雨の日に、例えば帰りなどに家族を待つのに、建物にくっついて、立って待っていても、雨が吹き込んで濡れるというような状況が実際に発生しておりますし私も実際そのような、濡れたことを経験しました。

その中でやはり利用者の方にですね、快適に利用していただくために、やっぱり必要なものとして、もう少し雨がよけれるというような工夫が必要かと思えます。

もしまだその辺地債などのですね、計画をすることでそういうお金が活用できるのであれば、ぜひこういう屋根をもう少し広げますとか、お客様が濡れずにもっと外で、いろんなイベントができるようにとか、いうことも検討し、前向きに検討していただけたらと思います。私の方でももう少しいろんな制度や、いろんなアイデア、他の成功事例など、それをもう少し研究調査して、また再度提案させていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

続いて、芝生広場に日除けスペースが少ないということですが、オープンしたのは6月の末で、夏場ということもあります。晴れの日には芝生広場を利用している人というのをあまり見かけておりません。お客様の声の中でも、もう少し日陰があれば、芝生広場を利用したいのになあというような声も上がっております。その中で大きめのパラソルとテーブルが一体化でセットになった。そしてその周りに椅子を置けるような可動式のものっていうのが、いくつかいろんな施設、観光施設などでも見かけることがあります。こういう可動式のものをいくつか設置することで、芝生広場を利用したイベントを開催する時にもそれを移動させてスペースの確保とかもできますし、実際にお客さんに利用していただく椅子にもなりますし、外で食べたり、子供を見ながら休憩をしたりとか、そういうスパー

スになるかと思いますので、通常時のこの芝生広場の利用を促すという目的でも、この設置というのを検討していただけないかという提案です。お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。芝生広場現在の日影というものがございませんので、その日陰対策として、パラソルの設置は一つの解決策だと考えております。ただ、常設的に設置をすれば、日常的な管理が必要になりますし、貸し出しをする場合には、その管理、また手続き等に職員が割かれる時間を取られるということもございますので、運営側の意向も含めた上でパラソルの設置については、考えていきたいと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

今回、本議会もたくさん道の駅に関する質問がありまして、やはり指定管理で出してる部分もあってですね、運営側の意向もしっかり確認するというところもあると思います。

実際に利用している方から、やっぱり日陰があった方が利用しやすいとかいう声もありますので、その点も財団法人としっかりと協議をですね、可能なものには可能なものは進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に駐車場の不便さについてです。この議会では他の坂本議員からも質問がありましたけれども、今の作りのままでは警備員がいなければ、事故や渋滞が起きやすい作りのように感じます。

そこで2点提案をさせていただきたいと思えます。一つ目は大型車両の駐車場からの人の動線についてです。24時間トイレ側に駐車をされたバスのお客さん、お客様たちは、基本的に歩道の緑色に塗られた部分を通行して、24時間トイレ側に移動し、道の駅の方に移動していただけるんですけども。国道出入口側方面に停車をしたバスのお客様は、バスを降りてきてからまっすぐ道の駅を目指すというようなことが多く、目撃されております。

こういうルートが人が歩くんですね、まず国道からの駐車場に対しての駐車場の入口に向かって進んでくる。車列の間を抜け、横断します。その後、たくさん車が停まった駐車場の中もしくはその橋を歩いて行って、最終的に、一番動線が重なるその駐車場の出入口の間、そしてそこに横断歩道が2本あるんですけども、その部分を再度渡ると3度にわたって車列を遮ることにもなりますし、

車列の間を歩いていくということは、事故につながりやすく非常に危険です。何とかこの国道出入口側に停車をしたバスから出てくるお客さんが、しっかりと歩道を通ってですね、道の駅の建物の方に、迎えるような策を講じていただきたい。これが一つ目でございます。

そしてもう1点、メインの駐車場への出入口についてですが、昨日の坂本議員の提案でもありました。私からの提案としては、町内の駐車場に向かう一方通行については、今の反時計回りを維持し、駐車場内の出入口を入れ替えるというものです。今の出入口の形では、入口に向かう車と出口から出てきた車が、重複して通行する場所、それをお客様が横断をしていくという形になっており、警備員がいなければ、事故が発生する危険性が非常に高いと思います。出入口を入れ替えることによって、駐車場内から道の駅側に渡る人が通行を妨げにくくなりますし、また心理的にも、駐車場まで上がった車が、すぐ駐車場内に入れます。

出口の角度がちょっと急だという話もありましたが、出口の角度についても、角度が急なことで、速度が落ちますし、線を引き直せば、問題なくくるっと回って出るような広さがあるというふうに思います。いずれにせよたくさんのお意見がある中で、現在の方式ではちょっと動線がわかりにくく、案内版を設置したとしても、駐車場の出入口については、人と車が重複して通る部分が多く危険だと思います。これについてどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、大型駐車場の対策につきましては、このエリア国土交通省が管轄するエリアとなっております。ご指摘いただいた点については国土交通省にもお伝えした上で、改善策については、協議をしていきたいと思っております。

また駐車場の順路につきましては、昨日、坂本議員のご質問でも副町長からも回答がございましたが、安全性を確保するという上で、現在の順路を決めておりますので、今後の対策としては、今の順路でわかりやすく改善をしていくというところで考えておりますので、よろしくお願いたします。

2番（岡林哲司君）

今の利用者の方からですね、多く駐車場の作りについていろんな意見が寄せられる中で、これが安全性を考慮されてできた形だというご回答でした。

これについては他でもよくありますが事故が起きてから考えるというふうになっては、やはりちょっと残念なことにもなりかねないので、いろんな方の意見と、実際その形を作って、通行開始してみなければわからないという部分がやはりあるので、それについては今の形、これが安全性が確保されるというそれが町の意見というふうに今の段階でお聞きをしました。またこれについても研究し、新たな提案ができるようになればまた提案をさせていただきたいと思えます。

この道の駅がですね、多くの方に愛される施設になるよう、課題を一つ一つ解決をしていただきたいと思います。オープン以来、大変にぎわいを見せる道の駅は、それに、できるまでも、オープンしてからも、関わる皆さんの努力により、良いスタートが切れていると思えます。そして皆さんの努力に、心から感謝を申し上げます。

もう1点、おもちゃ美術館のスタッフおもちゃ学芸員の休憩場所のこと、おもちゃ学芸員用の駐車場について質問を予定しておりましたが、午前中に田村議員からの質問があり、そこで回答が出ましたので、それについては同じ回答というふうにさせていただいてもよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。同じ回答としていただいて構いませんのでよろしくお願ひします。

2番（岡林哲司君）

このどちらのこともですね、おもちゃ美術館がこれから成功していく、成功していく段階にとって大変必要なことだと思えますので、ぜひ前向きに進めていただきますようお願いいたします。

それでは、一番最後になりますが、現在工事が進められております遊具公園についての、すいません、訂正します。

遊具公園の駐車場について、質問をさせていただきます。

おもちゃ美術館がオープンして以来、道の駅での滞在時間がのび、メインの駐車場の回転速度が落ちて、駐車場が混雑、混雑しやすくなっております。ここに遊具公園が完成すると、さらに滞在時間がのびると、ということが予測されます。これは実際にのびると思えます。そして、現時点では、遊具公園の駐車場は、舗装する予定はないと聞いております。

私はこの遊具公園の駐車場は舗装をすべきだというふうに考えま

す。いくつか、その判断に至った理由をお伝えします。

まず、安全性、この遊具公園に来られる方は、小さなお子さんと一緒にこられる方がほとんどだと思います。未舗装の駐車場では、子供が走り出した時などにつまずいたり滑ったりとかしてけがをす
る可能性が高いです。また、車の走行により生じる砂ぼこり等が、
小さな子供たちにとって健康のリスクになる可能性もあります。

次に、耐久性とメンテナンスについて、舗装されていない駐車場は雨の日にぬかるんだり、水たまりで水を撥ねたり、利用者のデメリットもありますし、凹凸ができたり、そのメンテナンス費用も増大をしていく可能性があります。そして快適性、車の乗り入れや出発時の利便性、足元の不快感があることで、公園自体の満足度が低下する可能性があります。

最後に、何より、この遊具公園はインクルーシブの遊具を設置すると、インクルーシブな公園を目指すということでございます。車椅子で訪れた方にとって、未舗装の駐車場では利便性が悪く、本当の意味でのインクルーシブな公園にはならないのではないのでしょうか。車椅子で利用しやすい駐車場、車椅子で利用できる快適なトイレや、快適なトイレとセットにして初めてインクルーシブでいろんな人が楽しめる公園が完成するのではないのでしょうか。

以上の理由により遊具公園の駐車場をぜひ、舗装された駐車場として整備をしていただけるようお願いしたいです。この点について町長に伺います。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。一番下の公園を整備した残りの土地につきましては、一部は臨時駐車場に行くためのアクセス道を整備をいたします。

残りの部分につきましては、公園検討委員会の中でも、公園用の駐車場を整備して欲しいとのご意見もいただいておりますので、舗装するか否かについては現在のところまだ計画はしていません。岡林議員もご存知だと思いますが今国土交通省の方に33号線沿いに仮の駐車場、仮設の駐車場あそこはアスファルト舗装は完成して
おりません。締め固めて乳剤を巻いてる状況で対応させていただいております。そういった方法もありますが、岡林議員もおっしゃる通りインクルーシブ遊具を設置した公園ということで売り出しをしていきたいと思っておりますので、そういった意味で、駐車場のア

スファルト舗装につきましては今後協議をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご答弁をありがとうございます。子育てや障害者に対する制度など、積極的に取り組みをされる片岡町政にとってですね、このインクルーシブな公園、これを皆さんが満足して利用できる場所になるよう、ぜひ前向きに整備の方をよろしくお願いいたします。

以上で、今定例会での予定しておりました私のすべての質問を終わります。ご丁寧なご答弁をありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2 番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通知がありました。

すべての一般質問を終了します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を8日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

延会 午後 3 時 48 分

